

都市景観形成地域の

景 観 デ ザ イ ン 指 針

～陸繋島と歴史と文化の調和美を未来へ紡ぐ～

函 館 市

陸繋島と歴史と文化の調和美を未来へ紡ぐ

【調和美】

函館の西部地区は、^{※1}陸繋島である緑豊かな函館山と青く光る海、それを繋ぐ斜面の絶妙な配置による「自然地形」、函館発祥の地としての「歴史」、開港とともに伝えられた「異文化」、これらを美しく調和させ、独自の建築様式である上下和洋折衷様式へと昇華させたことにより、個性ある町並みが形成された地域です。

【^{と き}時間の繋がり】

美しい自然地形と人々の生活の積み重ねにより形成された景観は、隣人や町並みへの配慮とともに、まちに対する愛情と誇りをはぐくんできたコミュニティにより維持されてきました。

大切に受け継がれてきた歴史的な建造物が、往時の息吹を今に伝え、過去から現在へと^{と き}時間を繋いでいます。

【^{※2}持続させながら未来へ紡ぐ】

町並みを構成する歴史的な建造物や素材・技術などの資産を活用しながら引き継いでいくこと、そして愛情をもって守り、はぐくんできたこのまちの景観をさらに洗練させていくことは、この地域に関わる私たち一人ひとりの責務です。

独自の建築様式を創り出した先人たちの進取の気風と調和美の精神を引継ぎ、このまちの景観を創造豊かに持続させていくために、この指針の基本理念を「陸繋島と歴史と文化の調和美を未来へ紡ぐ」とします。

※1 陸繋島（りくけいとう）

砂州（流水などにより砂が堆積したもの）によって大陸や大きな島と陸続きになった島のこと。

函館山は、陸繋島の典型である。

※2 未来へ紡ぐ

紡ぐとは、繭や綿から繊維を引き出して、縫いをかけて糸をつくることであり、「未来へ紡ぐ」とは、その時代の様々な要素を織り交ぜながら、想像豊かに未来へ繋げていくこと。

目 次

I	地域の町並み形成の歴史	1
1	地域の町並み形成の歴史	2
II	景観デザイン指針の目的と位置づけ	3
1	策定の目的	4
2	位置づけと役割	4
III	景観形成の方針	5
1	都市景観形成地域	6
(1)	住宅地景観ゾーン	7
(2)	住商複合地景観ゾーン	8
(3)	港湾地景観ゾーン	9
(4)	景観形成街路沿道区域	10
2	伝統的建造物群保存地区	11
(1)	旧函館区公会堂およびハリストス正教会復活聖堂周辺の区域	12
(2)	金森倉庫群周辺の区域	13
IV	デザインガイドライン建築物編	15
1	届出・事前協議・事前相談	16
(1)	届出	16
(2)	事前協議	16
(3)	事前相談	16
(4)	届出対象行為と届出規模	17
(5)	届出手続きのフローチャート	18
	都市景観形成地域図	19
2	建築物編活用のフローチャート	21
3	景観特性	22
(1)	まちなみ景観	23
(2)	坂道景観	24
(3)	水辺景観	25
(4)	地域外からの眺望景観	26
4	デザイン誘導の方向性と景観形成基準	27
(1)	住宅地景観ゾーン	27
(2)	住商複合地景観ゾーン	29
(3)	港湾地景観ゾーン	31
(4)	景観形成街路沿道区域	33
5	景観形成街路沿道区域を除く区域の景観形成基準とデザインガイドライン	36
6	景観形成街路沿道区域の景観形成基準とデザインガイドライン	47

V	デザインガイドライン屋外広告物編	7 1
1	広告景観整備地区	7 2
2	許可・届出・事前協議・事前相談	7 2
(1)	許可	7 2
(2)	届出	7 2
(3)	事前協議	7 2
(4)	事前相談	7 3
(5)	届出・許可申請手続きのフローチャート	7 3
	広告景観整備地区図	7 5
3	屋外広告物編活用のフローチャート	7 7
4	デザイン誘導の方向性と許可基準・誘導基準	7 8
5	許可基準・誘導基準とデザインガイドライン	8 0
参 考		
■	用語の解説	8 5
■	都市景観形成地域の歴史的な建物に見られる代表的な建築様式	8 6
■	景観形成住宅等建築奨励金	8 8
■	函館市都市景観条例	9 0
■	函館市屋外広告物条例	9 6

I 地域の町並み形成の歴史

1 地域の町並み形成の歴史

函館は、かつて孤立した島であった函館山が砂の堆積によって陸地と結びつき、ほかに類のない独特の地形を生み出し、函館山の裾野から北へ扇状に広がる市街地（現在の都市景観形成地域を中心とした地域）が形成されました。

1859（安政6）年、函館は、横浜、長崎とともにいち早く海外に門戸を開いたことにより、外国人が市街地に居留することとなり、現在の元町地区を中心に、教会や領事館などが建てられ、異国情緒豊かな町並みが形成されました。

地域の広幅員の坂道や街路で構成される現在の街区形態は、1878（明治11）年、1879（明治12）年の大火に伴う街区改正によって整備されたものです。

その後、1907（明治40）年の大火で地域の大半を焼失しましたが、復興の際には、開港以来の異文化の流入と、その中ではぐくまれてきた市民意識をあらわすように、洋風様式や上下和洋折衷様式の民家などが数多く建てられました。

また、あいつぐ大火の経験の中で、煉瓦造や土蔵造りなどの防火造建築が取り入れられ、大正期に入ると鉄筋コンクリート造の建物も多く建てられました。

これらの建物は、現在も地域の歴史的な景観を特徴づけるものとなっています。

このように、都市景観形成地域は「函館発祥の地」であるとともに、ながく北海道の中心的役割を果たし、開港以来の歴史的遺産や特有の文化の蓄積が多くみられる地域です。

Ⅱ 景観デザイン指針の目的と位置づけ

1 策定の目的

景観は、地形や緑、水などの自然や建築物、工作物、屋外広告物などの視覚に写る物的環境を主体として、まちの諸活動や市民生活のかもしれない雰囲気などとも深いかわりをもつものです。

良好な景観を形成することは、まちの魅力を高め、人々がまちに誇りと愛着を持ち、物質的および精神的豊かさをもたらすこととなります。

本指針は、この考え方に基づき、都市景観形成地域の「望ましい景観形成の方針」を示し、地域の豊かな日常生活の創出と、良好な景観の形成に資するものです。

2 位置づけと役割

本指針は、都市景観形成地域の良好な景観の形成に配慮すべき事項について、わかりやすく解説した指針として、以下に示す役割を担います。

- ・ 建築行為等を行う場合の具体的なデザイン手法等を示した事例集
- ・ 屋外広告物の表示などをする場合の具体的なデザイン手法等を示した事例集
- ・ 景観形成街路沿道区域で建築行為等を行う場合に、市と事前協議をする際の協議事項を示した指針
- ・ 景観形成街路沿道区域や伝統的建造物群保存地区の道路に面した区域などにおいて、屋外広告物の表示などをする場合に、市と事前協議する際の協議事項を示した指針

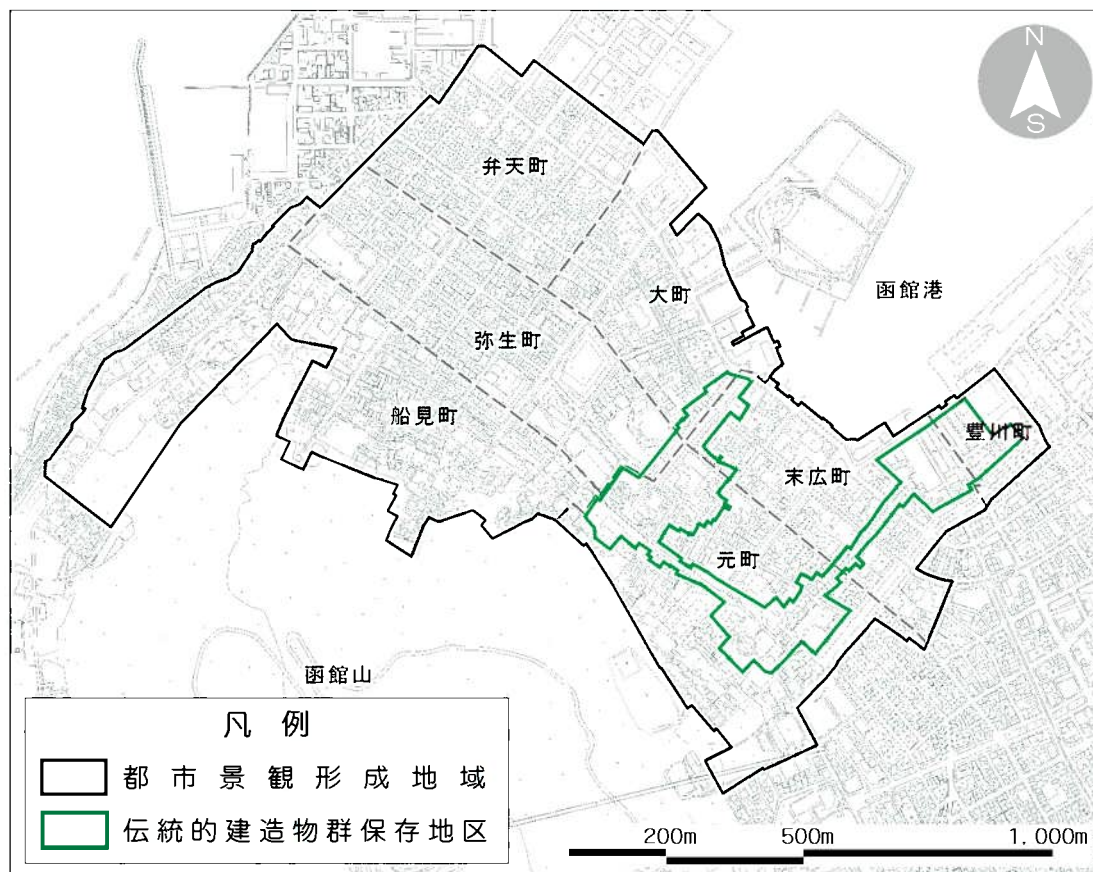
Ⅲ 景観形成の方針

1 都市景観形成地域

「都市景観形成地域」は、1859（安政6）年、長崎、横浜とともに国際貿易港として開港し、諸外国文化の流入とそれによる影響を受け、異国情緒あふれる町並みが形成され、函館特有の坂道などの自然環境と一体となって、歴史的な建造物が数多く存在し、函館らしい歴史と文化を表現している景観を有する地域です。

対象区域 弥生町、大町の全部および船見町、弁天町、末広町、元町、豊川町の各一部

対象面積 約120ヘクタール（伝統的建造物群保存地区を含む）



(1) 住宅地景観ゾーン

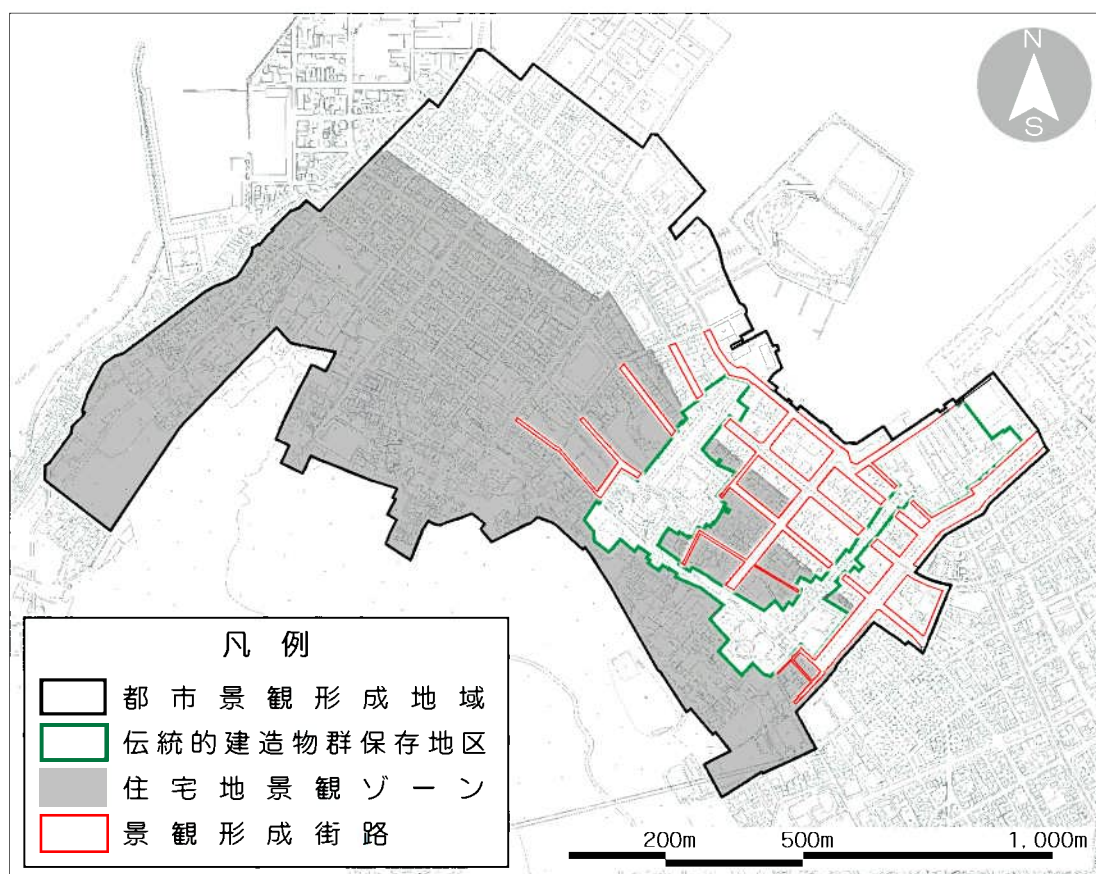
この地域は、和風・洋風・和洋折衷といった様々な建築様式の住宅が混在しながらも、一つのまとまりを保って、連続性のある景観を形成しています。

また、寺院、神社や、外国文化の流入により建設された教会群などの宗教施設が多数集積し、それぞれが固有の歴史性をかもしだし、この地域の景観を特徴あるものにしていきます。

[基本方針]

■個性を活かした住宅地の形成

歴史性と地形上の特徴を活かし、より魅力的で個性あふれる住宅地の形成をめざします。



(2) 住商複合地景観ゾーン

この地域は、かつて函館の経済的中心地であり、市電沿線においては、今なお当時の経済の繁栄を象徴する銀行建築など多くの歴史的な商業建築が建ち並び、地域の景観を特徴あるものにしています。

また、大町、弁天町には古くから住民に親しまれた商店街の面影が残り、商店街特有の町並みを形成しています。

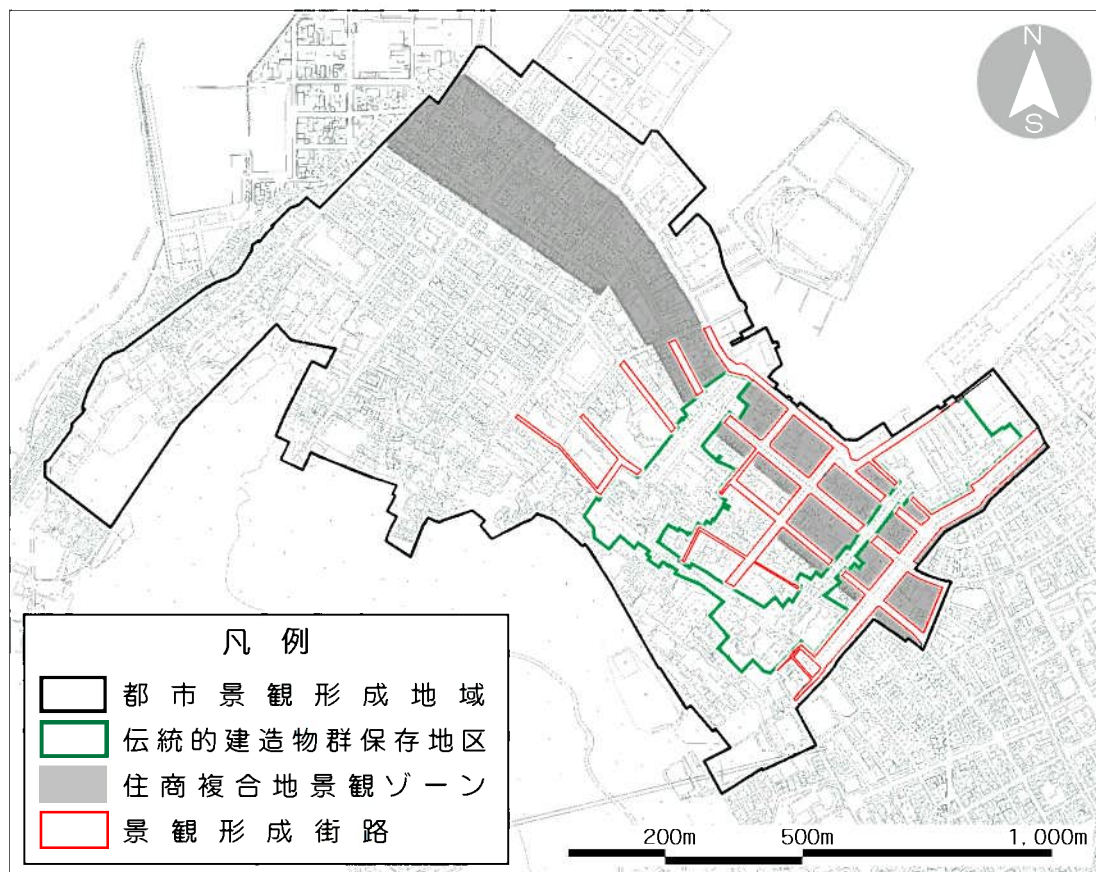
〔基本方針〕

■ 個性を活かした親しみと魅力ある商店街の形成

歴史を背景とした個性を活かし、親しみのある商店街の形成を図るとともに、市民や市外からの来訪者にとっても魅力ある商店街の形成をめざします。

■ まとまりのある景観形成

新たな建築行為等にあつては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観の形成をめざします。



(3) 港湾地景観ゾーン

この地域は、函館の港湾機能の発祥の地として、長く函館の産業の中心をなしてきました。

現在も倉庫などの運輸関連施設と中小の工場などの港湾機能と関係の深い施設や堀割りなどの歴史的港湾施設も残っており、この地域の景観を特徴あるものにしていきます。

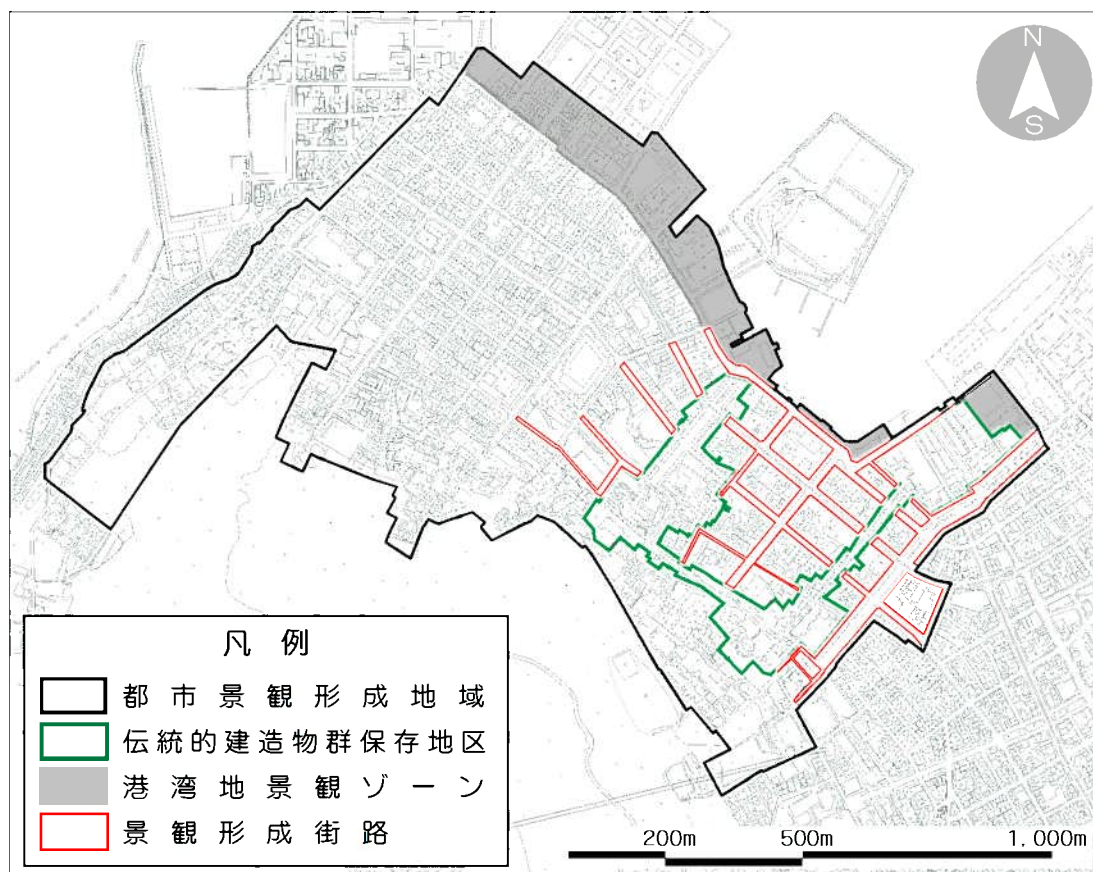
[基本方針]

■ 個性と活力のある港湾地の形成

歴史を背景とした個性を活かしながら、港湾機能の質的な充実を図り、活力のある港湾地の形成をめざします。

■ まとまりのある景観の形成

新たな建築行為等にあつては、周辺の歴史的環境との調和を図り、まとまりのある景観の形成をめざします。



(4) 景観形成街路沿道区域

この地域は、函館の景観を象徴する伝統的建造物群を有する伝統的建造物群保存地区に隣接、近接しており、伝統的建造物群を含む歴史的な建造物と、これらに配慮された歴史的意匠を有する建築物が建ち並び、この地域の景観を特徴あるものになっています。

[基本方針]

■ 函館らしさを際立たせる景観の形成

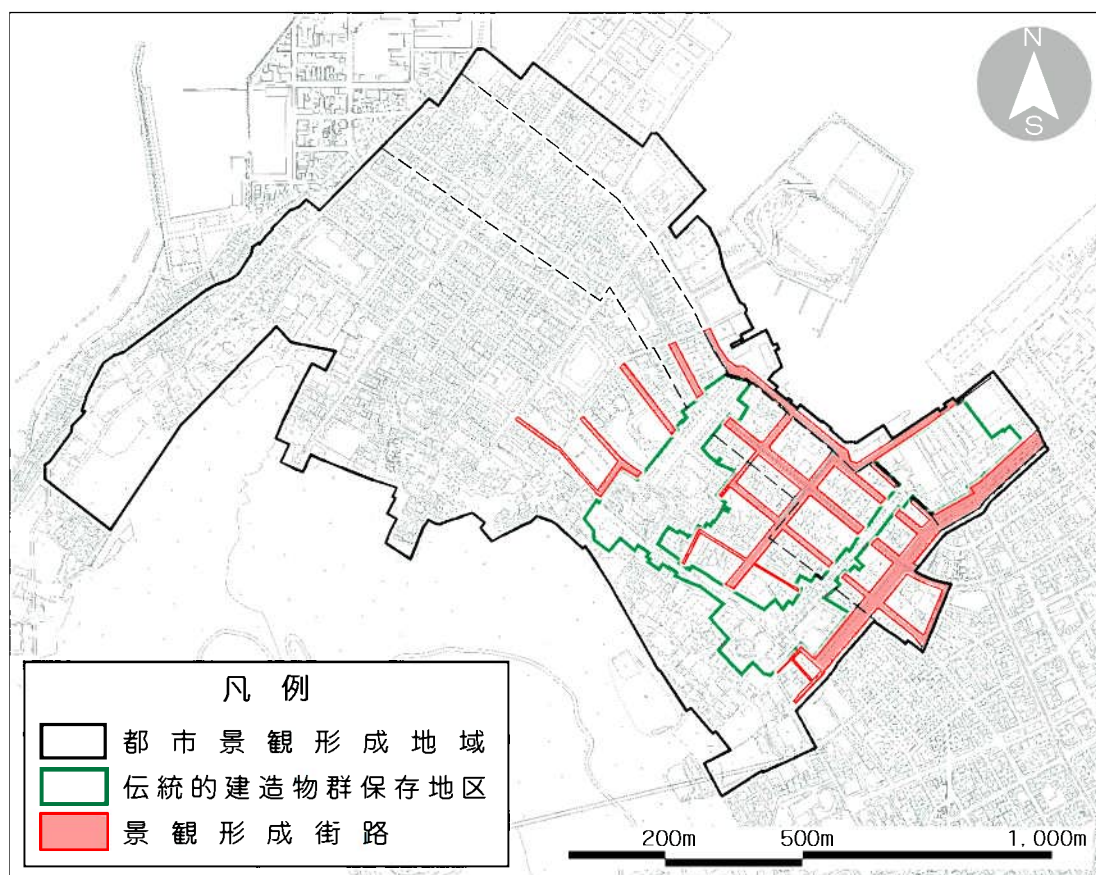
函館の歴史性と地形上の特色を活かし、より函館らしさを際立たせる景観の形成をめざします。

■ 伝統的建造物群保存地区との連続性のある景観の形成

新たな建築行為等にあつては、周辺の伝統的建造物群保存地区との連続性に配慮した景観の形成をめざします。

■ 各ゾーンの基本方針の尊重

この区域は、住宅地景観ゾーン、住商複合地景観ゾーン、港湾地景観ゾーンにまたがることから、属する景観ゾーンの基本方針を踏まえながら、この区域の基本方針とともに、望ましい景観の形成をめざします。

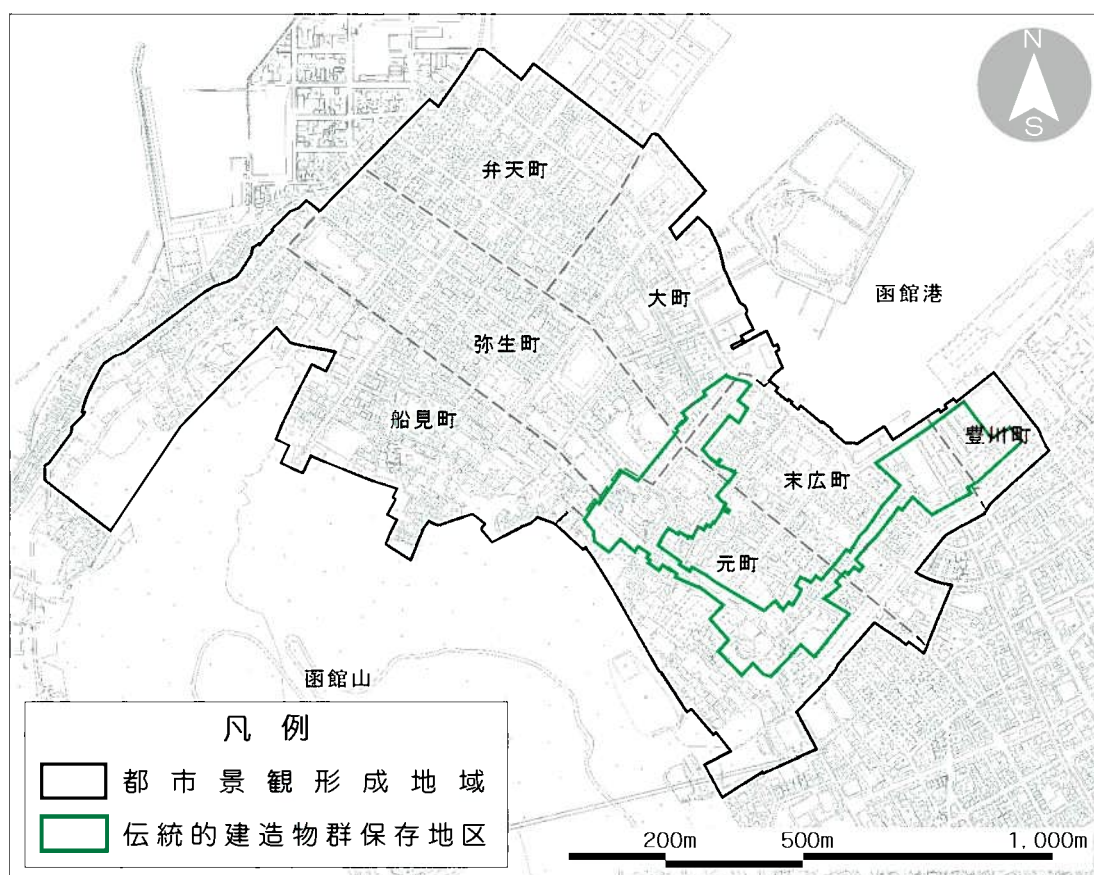


2 伝統的建造物群保存地区

旧市街地である「伝統的建造物群保存地区」は、現在でも明治、大正、昭和初期に建築された和風、洋風さらには和洋折衷様式の建築物が数多く残されており、これらが坂道、街路などと融合しながら特色のある町並み景観を形成している地区です。

対象地域 船見町、弥生町、大町、末広町、元町および豊川町の各一部

対象面積 約14.5ヘクタール



(1) 旧函館区公会堂周辺および函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域

旧函館区公会堂周辺の区域は、長い間、北海道の行政の中心地であり、現在でも旧北海道庁函館支庁庁舎などの建築物が当時の歴史を強く表現しています。

また、函館ハリストス正教会復活聖堂周辺の区域は、開港以来の諸外国文化の流入を端的にあらわす区域であり、特に宗派も建築様式も異なる宗教建築が建ち並ぶ景観は、函館を代表する特有の景観です。また、和風、洋風、和洋折衷様式といった函館の歴史と文化を伝える建築物が数多く集積し、この区域の景観を特徴あるものにしていきます。

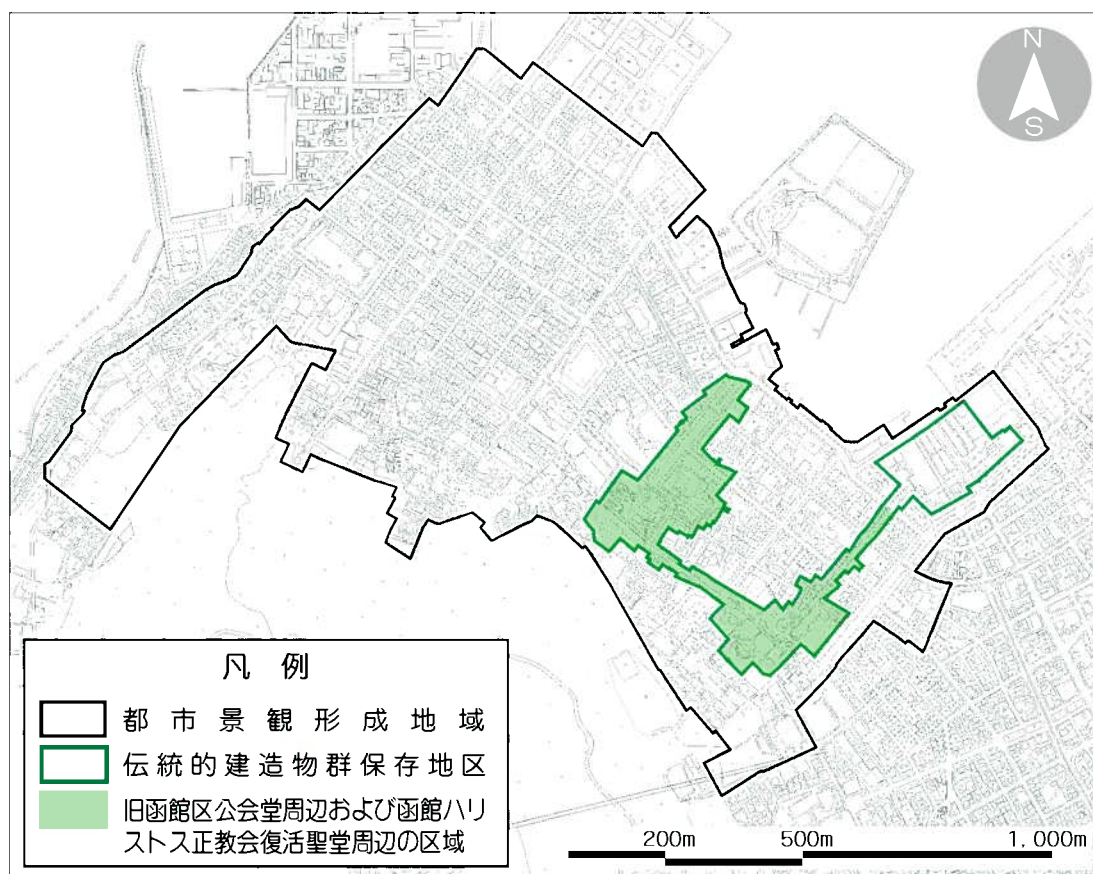
[基本方針]

■ 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

旧函館区公会堂、旧北海道庁渡島支庁庁舎、旧開拓使函館支庁書籍庫、旧イギリス領事館などの公共建築、函館ハリストス正教会復活聖堂、カトリック元町教会、東本願寺函館別院などの宗教建築など、国、道、市指定文化財をはじめ、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめます。

■ 景観特性を活かした町並みの形成

区域の特性を活かし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図ります。



(2) 金森倉庫群周辺の区域

この区域は、函館が港湾都市として繁栄してきた歴史を端的にあらわす区域であり、特に金森倉庫をはじめ旧函館郵便局などの煉瓦造の建築物群は、函館を代表する特有の景観です。

また、これら煉瓦造の建築物群の周辺には、函館の歴史と文化を伝える住宅が数多く集積し、この区域の景観を特徴あるものになっています。

現在、これらの歴史的な建造物の多くは、商業施設として再活用され、函館のウォーターフロントとして多くの観光客が訪れる区域となっています。

〔基本方針〕

■ 歴史的な建造物の保存・活用と周辺整備

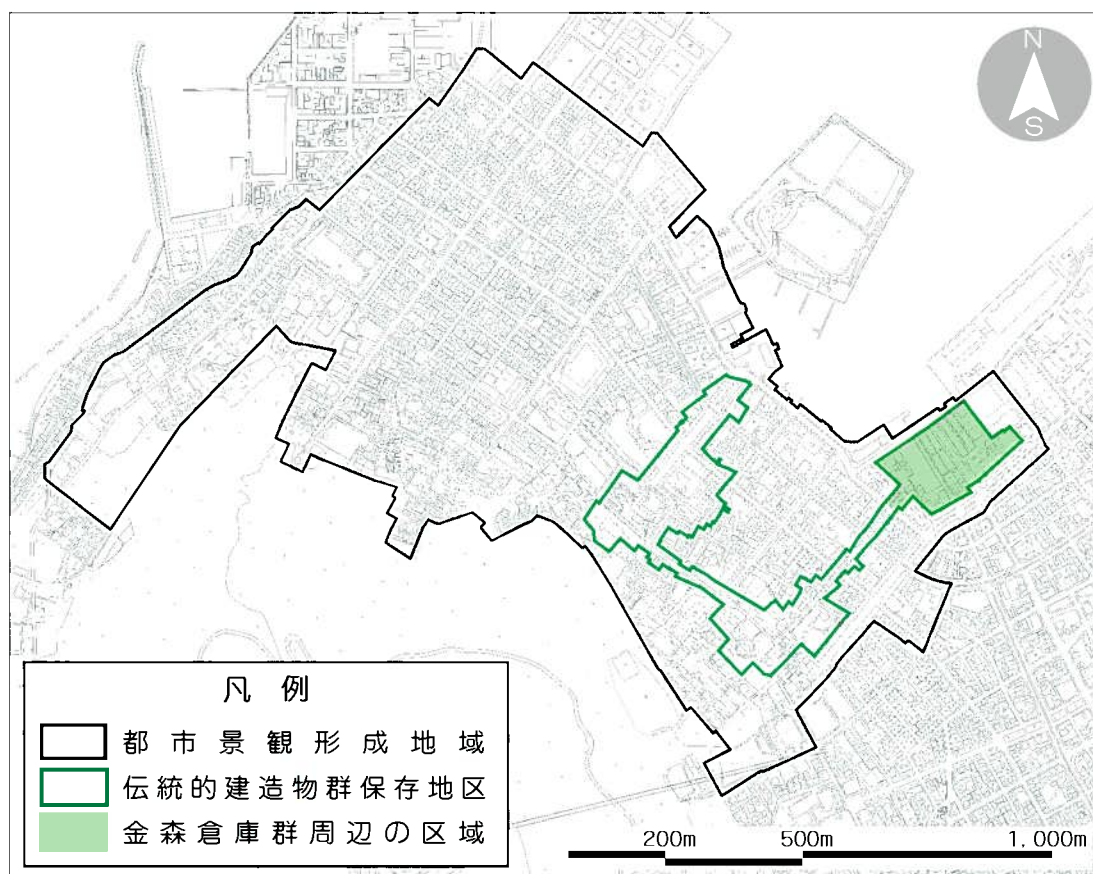
金森倉庫などの倉庫群や旧函館郵便局をはじめとして、函館の歴史を表現する建造物の保存・活用とその周辺環境の整備をすすめます。

■ 景観特性を活かした町並みの形成

区域の特性を活かし、さらに引き出す努力をつづけ、函館の歴史を強く表現する町並みの形成を図ります。

■ 港との連続性の向上

港との連続性を高め、個性的でうるおいのある、快適な区域の形成を図ります。



IV デザインガイドライン建築物編

1 届出・事前協議・事前相談

(1) 届出

都市景観形成地域内において建築物等の新築などの建築行為等を行う場合は、行為をしようとする予定日の30日前（大規模な建築物については45日前）までに景観法に基づく「届出」が必要になります。届出が必要な行為および規模については、次ページを参照してください。

行為の内容は、各ゾーンおよび区域ごとに定められている「景観形成基準」に適合していなければなりません。景観形成基準は、27ページから35ページを参照してください。

(2) 事前協議

景観形成街路沿道区域では、「届出」が必要な建築行為など（除却を除く。）を行う場合は、届出を行う前に事前協議が必要です。

事前協議は、47ページから69ページのデザインガイドラインに記載されている事項に基づいて行われます。

(3) 事前相談

景観形成街路沿道区域を除く区域においては、「届出」が必要な建築行為など（除却を除く。）を行う場合は、届出を行う前に景観アドバイザーによる技術的支援（事前相談制度）を受けることができます。

ただし、下記の規模に該当する行為は、必ず事前相談を受けなければなりません。

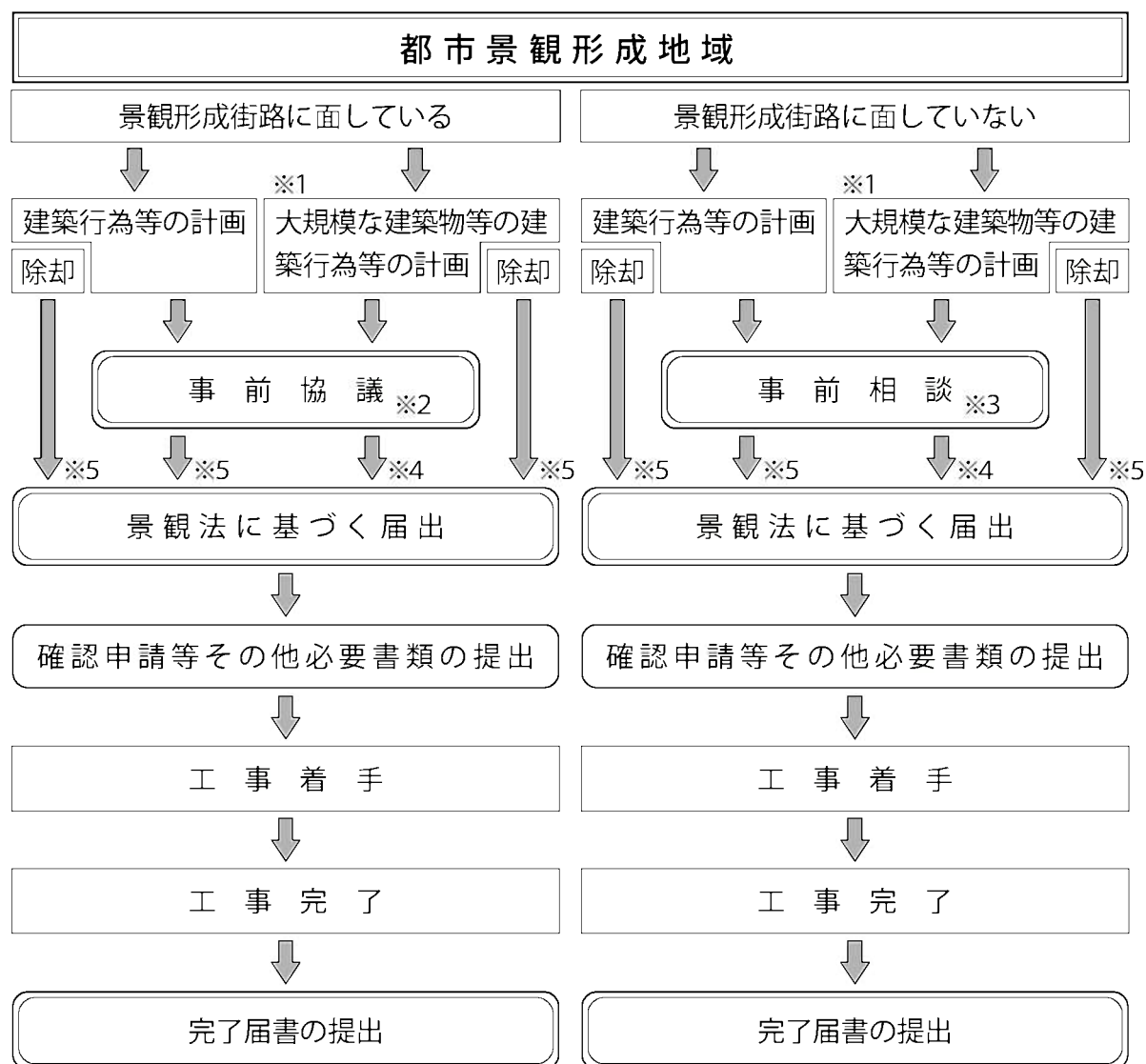
事前相談は、36ページから46ページのデザインガイドラインに基づいて行われます。

行為の種類	規 模 等
建 築 物	次のいずれかに該当するもの ・ 高さが10mを超える ・ 階数が3以上 ・ 床面積の合計が500㎡を超える ・ 宅地造成その他の土地の形質の変更（土地の面積が500㎡を超える場合に限る。）が行われた区域内で、床面積の合計が10㎡を超える
工 作 物	高さが10m（建築物と一体となって設置されるものにあつては、当該建築物の高さとの合計が10m）（電線、電信線およびその支持物にあつては、13m）を超えるもの
宅地造成等	土地の面積が500㎡を超える宅地造成その他の土地の形質の変更

(4) 届出対象行為と届出規模

種 別		届 出 対 象 行 為	届 出 規 模	
			景観形成街路沿道区域を除く区域	景観形成街路沿道区域
建築物	建築物, 建築設備	・ 新築, 増築, 改築, 移転 ・ 外観を変更することとなる修繕, 模様替え, 色彩の変更 ・ 除却	高さが10mまたは床面積の合計が10㎡を超えるもの	
		その行為に係る外観の部分の面積の合計が外観全体の面積の1／2を超えるもの（以下同じ。）		
	塀, 門	・ 新築, 増築, 改築, 移転 ・ 外観を変更することとなる修繕, 模様替え, 色彩の変更 ・ 除却	床面積の合計が10㎡を超えるもの	
工作物	擁壁, 護岸等	・ 新設, 増築, 改築, 移転 ・ 外観を変更することとなる修繕, 模様替え, 色彩の変更 ・ 除却	高さが1.5mを超えるもの	
	垣, 柵等		高さが1.5mを超えるもの	
	日よけ			
	高架水槽, 冷却塔等		高さが8mを超えるもの	
	煙突, 排気塔等		高さが6mを超えるもの	
	アンテナ		高さが1.5mを超えるもの	
	装飾塔, 記念塔, 物見塔, 電波塔等		高さが4mを超えるもの	
	記念碑, 彫像等		高さが4mを超えるもの	高さが1mまたは幅が1mまたは水平投影面積が0.5㎡を超えるもの
	立体駐車場		高さが1.5mを超えるもの	
	アスファルト・コンクリート・コンクリート・コンクリート等			
	石油, ガス, 穀類, 飼料等の貯蔵施設		高さが1.5mを超えるもの	
	エレベーター, 観覧車, 飛行塔, コースター, ウォーターシュート等			
	電気供給電線路, 有線電機通信線路, 空中線系		高さが13mを超えるもの	
	鉄筋コンクリート造の柱, 鉄柱, 木柱等		高さが4mを超えるもの	
	街路灯, 照明灯等		全て	
	自動販売機			
	風力発電設備, 太陽光発電設備等			
開発行為		面積が10㎡を超えるもので、高さが1.5mを超える法を生ずる切土, 盛土を伴うもの		
木竹の伐採		森林病虫害防除以外の木竹の伐採, 樹高が10m以上または地上1.5mの高さにおける幹周が1mを超えるもの		
土石類の採取		採取後の地形の変更面積が10㎡を超えるもので、高さが1.5mを超える法を生ずる切土, 盛土を伴うもの		
水面の埋立て		面積が10㎡を超えるもの		

(5) 届出手続きのフローチャート



※1 大規模な建築物等とは、下記のものをいいます。

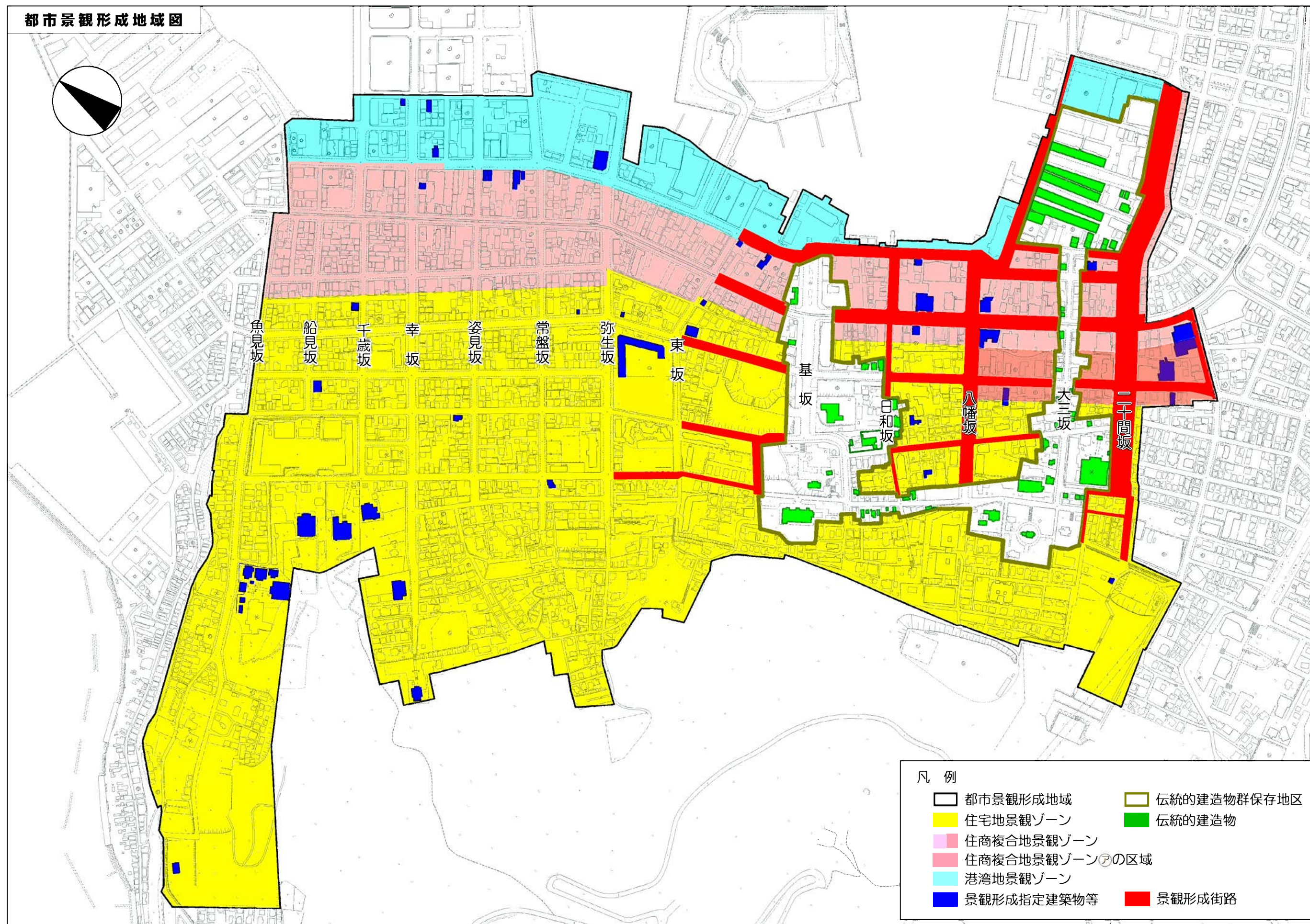
用途地域	建築物	工作物
第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域	高さが13mを超えるもの または床面積の合計が、 1,500㎡を超えるもの	高さが13m(建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが5mを超え、かつ、当該 建築物の高さとの合計が13m)を超えるもの
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	高さが20mを超えるもの または床面積の合計が、 3,000㎡を超えるもの	高さが20m(建築物と一体となって設置されるもの にあつては、その高さが10mを超え、かつ、当 該建築物の高さとの合計が20m)を超えるもの

※2 事前協議に要する期間は、30日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

※3 事前相談に要する期間は、15日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

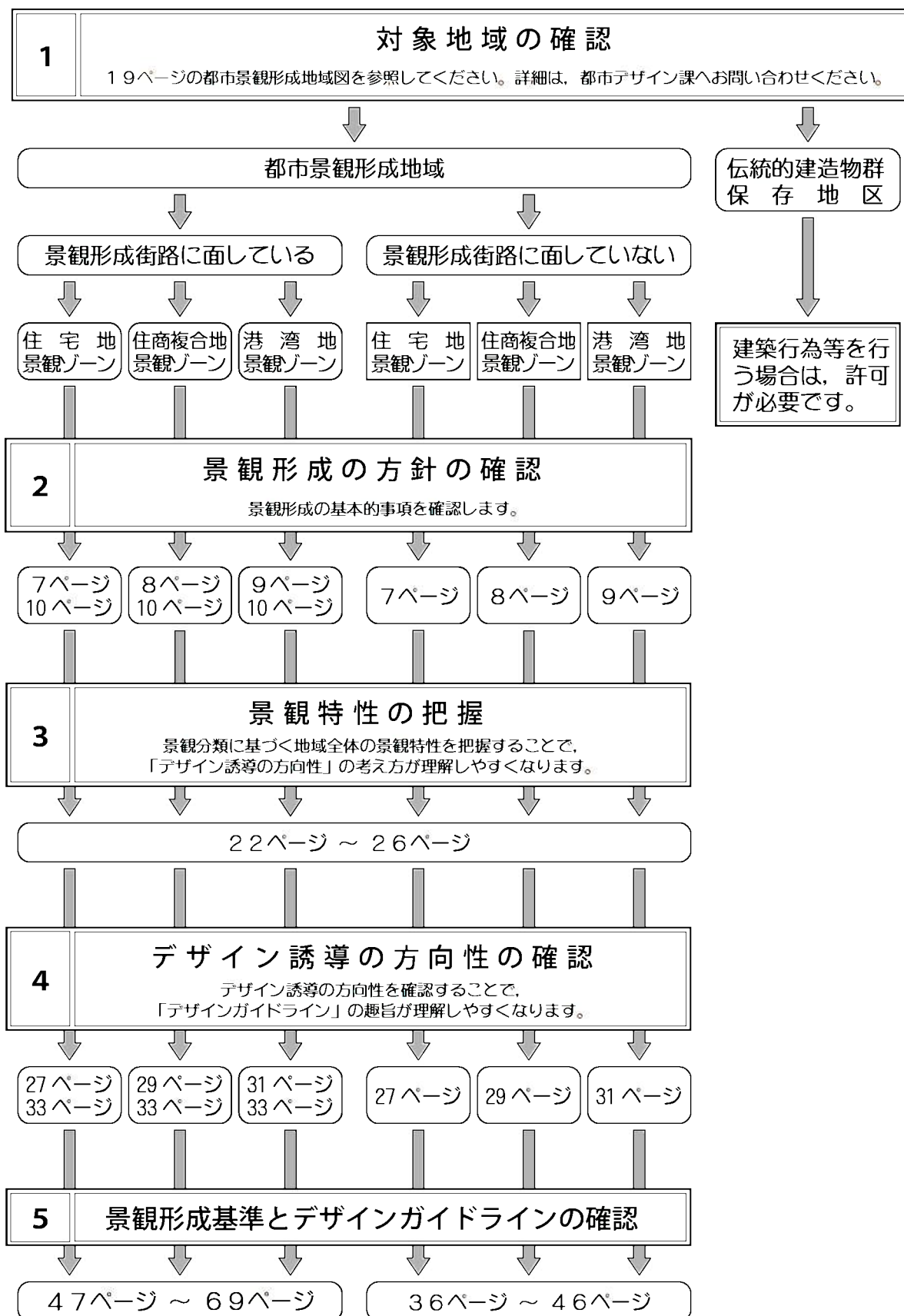
※4 確認申請書または開発行為の許可にかかる申請書の提出の45日前までに届出が必要です。

※5 建築行為等を行う30日前までに届出が必要です。



2 建築物編活用のフローチャート

都市景観形成地域内において建築行為を行おうとするときは、以下の手順に従うことで、本指針を効果的に活用することができます。



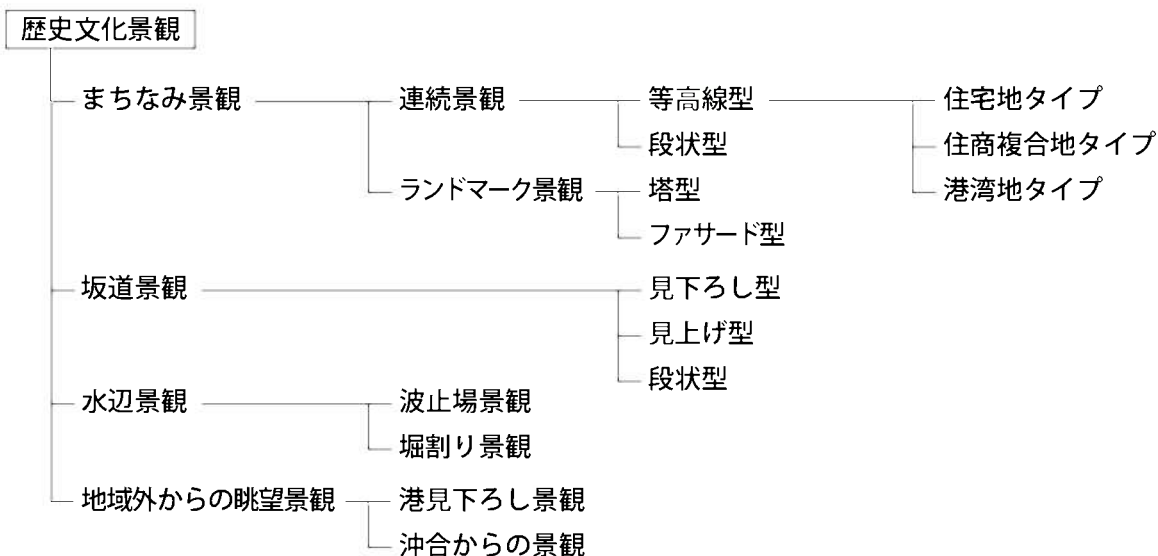
3 景観特性

都市景観形成地域の良い景観形成を効果的にすすめるためには、地域の景観特性を把握したうえで、個々のデザインガイドラインを理解することが必要です。

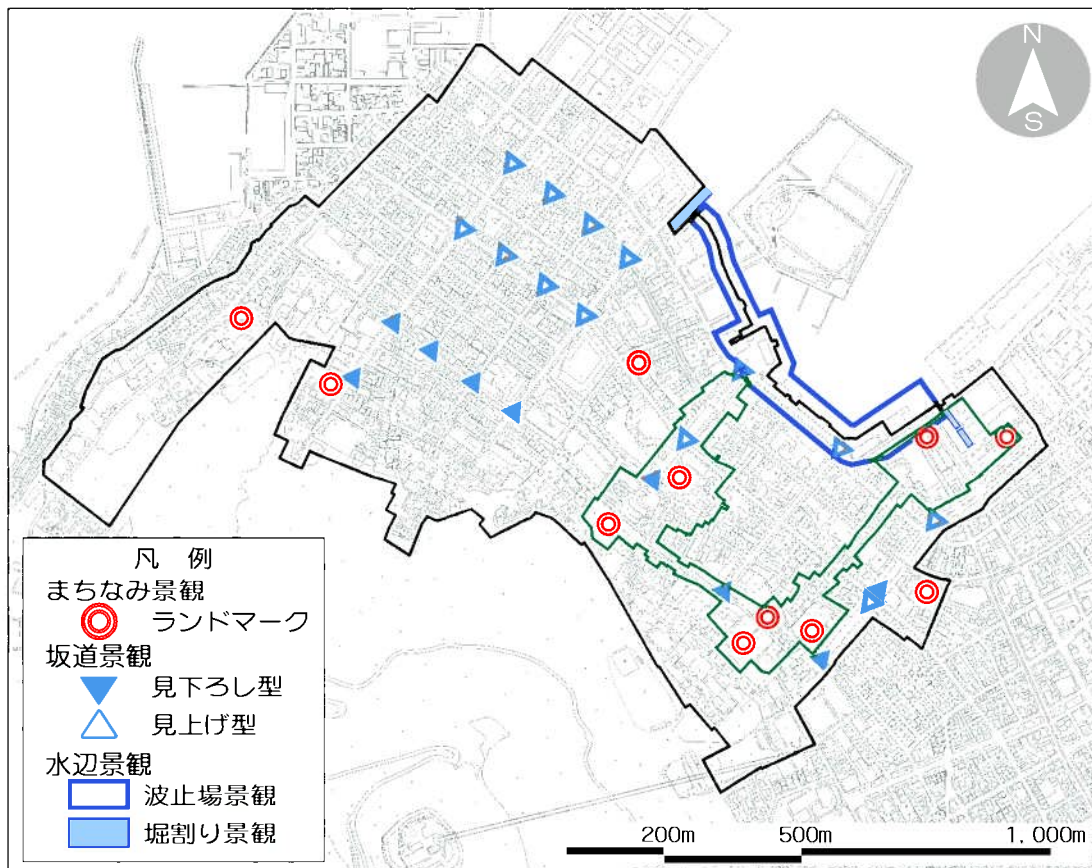
都市景観形成地域は、数多く存在する歴史的かつ文化的な建築物等が、周囲の坂道や街路などとともに、函館山や函館港といった自然環境につつまれ違和感なく融合し、特有の景観を形成しています。

この特有の景観を「歴史文化景観」と位置づけ、さらに、さまざまな景観の構成要素や特徴により、下記のとおり分類し、それぞれについて次ページ以降で、解説しています。

景観分類体系図



景観特性図



(1) まちなみ景観

「まちなみ景観」として特徴的なものに、街路に沿って連なる建築物群がつくる「連続景観」と、歴史的な建築物が生み出す「ランドマーク景観」があります。

【連続景観】

この地域では、和風・洋風・和洋折衷様式などの伝統的・歴史的な町家などの連なりと、電車通に代表される大正・昭和初期に建築された耐火構造の商業施設の連なりが特徴的なまちなみ景観をつくりだしています。

連続景観には、傾斜地に広がる地域の地形条件に応じて、等高線に平行する平坦な街路に沿って展開する「等高線型」と、坂の両側に沿って段状に連続する「段状型」の2つの型があり、さらに「連続景観・等高線型」では、地域の機能や性格によって、住宅地、住商複合地、港湾地の3つのタイプがあります。



等高線型－住宅地タイプ



等高線型－住商複合地タイプ



等高線型－港湾地タイプ

【ランドマーク景観】

強い印象を与える歴史的な建築物がランドマークとなって、特徴的なまちなみ景観をつくりだしています。

ランドマーク景観には、ランドマークとなる建築物の形態によって「塔型」と「ファサード型」の2つの型があります。

建築物の尖塔や塔屋が強い印象を与える「塔型」には、函館ハリストス正教会復活聖堂、カトリック元町教会、地域交流まちづくりセンターがあります。

建築物の外観が強い印象を与える「ファサード型」には、東本願寺函館別院、旧函館区公会堂、中華会館、旧ロシア領事館、高龍寺、はこだて明治館、旧イギリス領事館、金森倉庫群などがあります。

塔型の3つの建物は、ファサード型にも位置づけられます。



塔型－函館ハリストス正教会復活聖堂



塔型－カトリック元町教会



塔型－地域交流まちづくりセンター



ファサード型－旧函館区公会堂



ファサード型－中華会館



ファサード型－高龍寺(山門)

(2) 坂道景観

この地域の坂の上に立つと、望遠レンズで眺めるような視覚効果が感じられ、ほかに例を見ない印象的な「坂道景観」をつくりだしています。

坂道景観には、坂を見下ろす「見下ろし型」と、逆に坂を見上げる「見上げ型」、そして坂の両側に沿って段状に連続する「段状型」の3つの型があり、いずれも正面の海、山といった自然景観の見え方と、坂の両側の段状に連続する町並みに大きな特徴があります。

「見下ろし型」

港に向かってまっすぐのびる坂、坂の両側に段状に連続する町並み、港の海水面の広がり、対岸の山並み、これらが特徴的な景観をつくっています。



「見上げ型」

坂の両側に段状に連続する町並み、函館山の緑と街路樹などによってつくられる緑のかたまり、函館山の稜線、これらが特徴的な景観をつくっています。



「段状型」

坂の両側に沿って段状に連続する町並みが、特徴的な景観をつくっています。



(3) 水辺景観

この地域の水辺では、港に直接面した街区に煉瓦造の倉庫群や2階建ての歴史的な意匠の商業建築が軒を並べ、古き良き時代の港の波止場風景となる景観を保っています。

水辺景観には、水面が港に面し開放的な「波止场景観」と、水面の周りが建築物等の人工物によって囲まれた閉鎖的な「堀割り景観」があります。

「波止场景観」

海水面の広がり、水面に浮かぶ漁船やヨット、水際線、水際線に沿って展開する町並み、歴史的な建築物、函館山の緑と稜線、これらが特徴的な景観をつくっています。



「堀割り景観」

囲い込まれた水面、水際線、水面を囲む建物・橋・栈橋・石垣、建物と水辺の近しい関係、建物と橋のスカイライン、係留された小型船舶、これらが特徴的な景観をつくっています。



(4) 地域外からの眺望景観

巴状の海岸線をもつ港，港に向かって真っ直ぐにのびる坂，教会群などを函館山山頂から望む眺望と，陸繋島である函館山の稜線，急斜面の市街地に段状に連なる建築物群などを沖合から望む眺望は，この地域の最も魅力的な景観です。

眺望景観には，函館山山頂から港を見下ろす「港見下ろし景観」と，港の沖合から市街地，函館山方面を見上げる「沖合からの景観」があります。

いずれも，遠景の海，山といった自然景観の見え方に大きな特徴があります。

「港見下ろし景観」

函館山山頂から見える港に向かって真っ直ぐのびる坂，港の海水面の広がり，巴状の海岸線，対岸の山並みが特徴的な景観をつくっています。



「港見下ろし景観」

函館山山頂から見える教会群が，特徴的な景観をつくっています。



「沖合からの景観」

ふれあいイカ広場から見える海水面，水際線，水際線に近い海岸通の2階建ての建物と屋根の連なり，所々に見える歴史的な建築物，函館山の緑，稜線，これらが特徴的な景観をつくっています。



「沖合からの景観」

港の沖合から見える階段状の町並みが特徴的な景観をつくっています。



4 デザイン誘導の方向性と景観形成基準

(1) 住宅地景観ゾーン

[デザイン誘導の方向性]

■連続景観の保全と形成

個々の建築物のデザインは多様でありながら、町並み全体として統一感があり、街路を行き来する人たちが楽しくなるようなファサードの建築物で形成される町並みを大切にしていきたいと考えます。

■坂道景観の保全と形成

坂を見下ろしたとき、坂を見上げたときに視線の先にある函館港や函館山が、歴史的環境とともに豊かな自然環境を伝えています。

また、坂の両側の段状に連続する町並みは、函館港や函館山に至るまでの視線を誘導し、それぞれの印象を強めています。

こうした自然と町並みが調和した美しい坂道景観を大切にしていきたいと考えます。

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デ ザ イン ガイ ド ラ イン
建 築 物	敷 地 内 の 位 置	1 町並みの連続性に配慮し、壁面の位置や建物の配置など、周辺の建物と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	36ページ 37ページ
	規 模 (高 さ)	高さは13m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さの5mまでは当該建築物の高さに算入しない。建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、建築物本体からの高さが5m以下とする。ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。	38ページ
	外観の意匠	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。 3 主要な公道（電車路線道路、バス路線道路、西部臨港通）の交差点に面した場所では、アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。	39ページ 40ページ 41ページ
	外観の色彩	1 外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等との調和のとれた色彩に配慮し、外壁の色彩は日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りではない。	42ページ 43ページ

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デザイン ガイドライン
工 作 物	位 置	1 周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 携帯電話基地局の鉄塔、鋼管柱やアンテナを設置する場合は、他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、できる限り共用化し設置する。	
	規 模 (高 さ)	高さは13m以下とする。ただし、建築物の屋上に設置されるアンテナは、建築物本体からの高さが3m以下とする。	
	外観の意匠 および色彩	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	44ページ
建築設備などの位置および 形 態		1 風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとし、各戸のバルコニーへの設置は、できる限り避ける。	45ページ
駐 車 場		戸建て住宅に付随する駐車場を除き、駐車台数5台以上の路外駐車場を整備する場合は、公道に面し、生垣や板塀等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。	46ページ
土地の形質の変更		土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
木 竹 の 保 存		樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木は、保存に努めなければならない。ただし、枯死や害虫被害等、または建て替え等により、やむを得ず伐採しなければならないときは、この限りではない。	
植 栽		敷地内の空地およびのり面は、植栽等による修景をするなど周辺の景観に調和するよう配慮する。	
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	

(2) 住商複合地景観ゾーン

[デザイン誘導の方向性]

■連続景観の保全と形成

個々の建築物のデザインは多様でありながら、町並み全体として統一感があり、街路を行き来する人たちが楽しくなるようなファサードの建築物で形成される町並みを大切にしていきたいと考えます。

■坂道景観の保全と形成

坂を見下ろしたとき、坂を見上げたときに視線の先にある函館港や函館山が、歴史的環境とともに豊かな自然環境を伝えています。

また、坂の両側の段状に連続する町並みは、函館港や函館山に至るまでの視線を誘導し、それぞれの印象を強めています。

こうした自然と町並みが調和した美しい坂道景観を大切にしていきたいと考えます。

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デ ザ イ ン ガ イ ド ラ イ ン
建 築 物	敷 地 内 の 位 置	1 町並みの連続性に配慮し、壁面の位置や建物の配置など、周辺の建物と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	36ページ 37ページ
	規 模 (高 さ)	高さは25m以下とし、㊦の区域(19ページの図参照。以下同じ。)では13m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、㊦の区域ではその部分の高さの5mまで、㊦の区域以外の区域ではその部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、㊦の区域では建築物本体からの高さが5m以下、㊦の区域以外の区域では建築物本体からの高さが7m以下とする。ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。	38ページ
	外観の意匠	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。 3 主要な公道（電車路線道路、バス路線道路、西部臨港通）の交差点に面した場所では、アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。	39ページ 40ページ 41ページ
	外観の色彩	1 外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等との調和のとれた色彩に配慮し、外壁の色彩は日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りではない。	42ページ 43ページ

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デザイン ガイドライン
工 作 物	位 置	1 周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 携帯電話基地局の鉄塔、鋼管柱やアンテナを設置する場合は、他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、できる限り共用化し設置する。	
	規 模 (高 さ)	高さは13m以下とする。ただし、建築物の屋上に設置されるアンテナは、㊷の区域では建築物本体からの高さが3m以下、㊸の区域以外の区域では建築物本体からの高さが7m以下とする。	
	外観の意匠 および色彩	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	44ページ
建築設備などの位置および 形 態		1 風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとし、各戸のバルコニーへの設置は、できる限り避ける。	45ページ
駐 車 場		戸建て住宅に付随する駐車場を除き、駐車台数5台以上の路外駐車場を整備する場合は、公道に面し、生垣や板塀等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。	46ページ
土地の形質の変更		土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
木 竹 の 保 存		樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木は、保存に努めなければならない。ただし、枯死や害虫被害等、または建て替え等により、やむを得ず伐採しなければならないときは、この限りではない。	
植 栽		敷地内の空地およびのり面は、植栽等による修景をするなど周辺の景観に調和するよう配慮する。	
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	

(3) 港湾地景観ゾーン

[デザイン誘導の方向性]

■ 水辺景観の保全と形成

かつては港湾関連の業務施設であった建築物や2階建ての町家など、港とのかかわりの中でつくられてきた函館の歴史を今に伝えるたたずまいを大切にしていきたいと考えます。

■ 港見下ろし景観の保全と形成

港の水面、対岸にある横津連峰、空、それぞれに個性ある3つの「青」が視界に広がり、手前の函館山の緑と港の間の山裾には教会や寺院、大規模な歴史的建物が点在した市街地が横長に広がります。市街地の広がり、港と津軽海峡の水面に縁取られ、明確なカーブを描き出します。こうした自然豊かな色彩と生活の場としての家並みが同居する景色を大切にしていきたいと考えます。

■ 沖合からの景観の保全と形成

視界の手前には港の海水面、中程には斜面に展開する市街地の家並みが広がり、視線をあげていくと函館山の緑が青空を背に浮かびあがります。

また、市街地に点在する地域のランドマークとなる建築物や港際に建つ歴史的建物が視覚的広がりの中で強い印象を与えています

このような遠景からの視覚的広がりを大切にしていきたいと考えます。

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デザインガイドライン
建築物	敷地内の位置	1 町並みの連続性に配慮し、壁面の位置や建物の配置など、周辺の建物と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	36ページ 37ページ
	規模（高さ）	高さは20m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合においては、その部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、建築物本体からの高さが7m以下とする。ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。	38ページ
	外観の意匠	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。 3 主要な公道（電車路線道路、バス路線道路、西部臨港通）の交差点に面した場所では、アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。	39ページ 40ページ 41ページ

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デザイン ガイドライン
建 築 物	外観の色彩	1 外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等との調和のとれた色彩に配慮し、外壁の色彩は日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りではない。	42ページ 43ページ
工 作 物	位 置	1 周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 携帯電話基地局の鉄塔、鋼管柱やアンテナを設置する場合は、他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、できる限り共用化し設置する。	
	規 模 (高 さ)	高さは20m以下とする。ただし、建築物の屋上に設置されるアンテナは、建築物本体からの高さが7m以下とする。	
	外観の意匠 および色彩	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を障害しないよう配慮する。	44ページ
建築設備などの位置および 形 態		1 風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとし、各戸のバルコニーへの設置は、できる限り避ける。	45ページ
駐 車 場		戸建て住宅に付随する駐車場を除き、駐車台数5台以上の路外駐車場を整備する場合は、公道に面し、生垣や板塀等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。	46ページ
土地の形質の変更		土地の形質の変更を行うときは、変更後の土地の形質の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
木 竹 の 保 存		樹高10m以上または地上1.5mの高さにおける幹の周囲が1mを超える樹木は、保存に努めなければならない。ただし、枯死や害虫被害等、または建て替え等により、やむを得ず伐採しなければならないときは、この限りではない。	
植 栽		敷地内の空地およびのり面は、植栽等による修景をするなど周辺の景観に調和するよう配慮する。	
土石類の採取		土石類の採取を行うときは、採取後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
水面の埋立て		水面の埋立てを行うときは、埋立て後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	

(4) 景観形成街路沿道区域

[デザイン誘導の方向性]

■ランドマーク景観の保全と形成

隣接，近接する伝統的建造物群保存地区の歴史的建築物が，地域のランドマークとして親しみ続けられる町並みを大切にしていきたいと考えます。

■坂道景観の保全と形成

坂を見下ろしたとき，坂を見上げたときに視線の先にある函館港や函館山が，歴史的環境とともに豊かな自然環境を伝えています。

また，坂の両側の段状に連続する町並みは，函館港や函館山に至るまでの視線を誘導し，それぞれの印象を強めています。

こうした自然と町並みが調和した美しい眺めのある坂道を大切にしていきたいと考えます。

さらに，坂を見下ろしたとき，坂を見上げたときに突き当たりとなる場所は，アイストップとなる景観上重要な場所であることから，区域の景観特性や周辺の環境に配慮したすぐれたデザインを大切にしたいと考えます。

■各ゾーンのデザイン誘導の方向性の尊重

この区域は，住宅地景観ゾーン，住商複合地景観ゾーン，港湾地景観ゾーンにまたがることからそれぞれのゾーンにおけるデザイン誘導の方向性を大切にしたいと考えます。

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デ ザ イ ン ガイ ド ラ イ ン
建 築 物	敷 地 内 の 置 位	1 町並みの連続性に配慮し，壁面の位置や建物の配置など，周辺の建物と調和のとれたものとする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財，景観形成指定建築物等）の周辺では，それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。	47ページ 48ページ
	規 模	1 それぞれの景観ゾーンの高さによる。 2 八幡坂や二十間坂の沿道では，海水面の広がりや函館山の稜線を保全するため，眺望的景観の広がりを阻害しないよう配慮する。 3 主要な眺望点（ふれあいイカ広場）から，歴史的建物（旧函館区公会堂，函館ハリストス正教会，カトリック元町教会）の視線上に建てる建物が，歴史的建物のスカイライン（輪郭線）を分断しないよう配慮する。	49ページ 50ページ 51ページ
	外観の意匠	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財，景観形成指定建築物等）の周辺では，それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。 3 景観形成街路の交差点，突き当たり面に面した場所では，アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。 4 公道に面している壁面は，公道に対して圧迫感を与えないよう，窓を設けることや分節化をするなど，周辺の景観と調和のとれたものとする。 5 外壁等に用いる材料および仕上げは，歴史文化景観に調和するよう配慮する。	52ページ 53ページ 54ページ 55ページ 56ページ

[景観形成基準]

項 目		景 観 形 成 基 準	デザイン ガイドライン
建 築 物	外観の色彩	1 外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 公道に面している外壁の基調色は、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度および彩度の三属性による赤(R)、橙(YR)、黄(Y)の色相においては彩度6以下、その他の色相においては彩度4以下を基調とする。ただし、窓枠や柱型など、化粧として使用する部分については、この限りではない。	57ページ 58ページ
工 作 物	位 置	1 周辺の景観と調和のとれたものとする。 2 携帯電話基地局の鉄塔、鋼管柱やアンテナを設置する場合は、他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、できる限り共用化し設置する。 3 携帯電話基地局の鉄塔、鋼管柱などは、地上から立ち上げないものとする。	
	規 模	1 それぞれの景観のゾーンの高さによる。 2 記念碑、彫像その他これらに類するものを設置する場合は、1敷地に対し1基とし、高さ2m以下、幅2m以下、水平投影面積1㎡以下とする。ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。	
	外観の意匠 および色彩	1 周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。 2 景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。 3 色彩は、建築物の外観の色彩基準と同様とする。 4 景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的に利活用する。 5 擁壁に用いる材料および仕上げは、歴史文化景観に調和するよう配慮する。 6 自動販売機を設置する場合は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩については、建物や周辺の景観と調和するよう配慮する。	59ページ 60ページ 61ページ 62ページ 63ページ
建 築 設 備 な ど の 位 置 お よ び 形 態		1 風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 共同住宅等のアンテナは、共聴アンテナとし、各戸のバルコニーへの設置は、できる限り避ける。 3 屋根設置型の太陽光・太陽熱発電設備を設置する場合は、目立たないよう配慮する。地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する。 4 風力発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する。	64ページ
			65ページ 66ページ
駐 車 場		1 公道に面し駐車場を整備する場合は、生垣や板塀等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 車庫を道路から見える位置に設置する場合は、建物の外観の色彩と調和のとれたものとする。	67ページ 68ページ

[景観形成基準]

項 目	景 観 形 成 基 準	デザイン ガイドライン
門, 塀, 垣, 柵	1 門の高さは, 3m以下, 塀, 垣, 柵の高さは2 m以下とする。 2 門, 塀, 垣, 柵に用いる材料, 仕上げおよび色彩は, 歴史文化景観に調和するよう配慮する。	69ページ
土地の形質の変更	土地の形質の変更を行うときは, 変更後の土地の形質の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
木 竹 の 保 存	樹高10 m以上または地上1.5 mの高さにおける幹の周囲が1 mを超える樹木は, 保存に努めなければならない。ただし, 枯死や害虫被害等, または建て替え等により, やむを得ず伐採しなければならないときは, この限りではない。	
植 栽	1 敷地内の空地およびのり面は, 植栽等による修景をするなど周辺の景観に調和するよう配慮する。 2 既存の植栽は, 積極的に修景に活かすものとする。	
土石類の採取	土石類の採取を行うときは, 採取後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	
水面の埋立て	水面の埋立てを行うときは, 埋立て後の状態が周辺の景観と調和のとれたものとする。	

5 景観形成街路沿道区域を除く区域の景観形成基準とデザインガイドライン

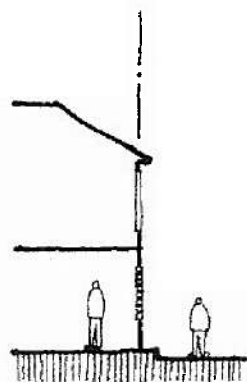
建築物 敷地内の位置 ①

景観形成基準

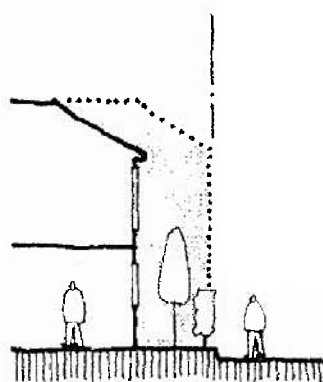
町並みの連続性に配慮し、壁面の位置や建物の配置など、周辺の建物と調和のとれたものとする。

デザインガイドライン

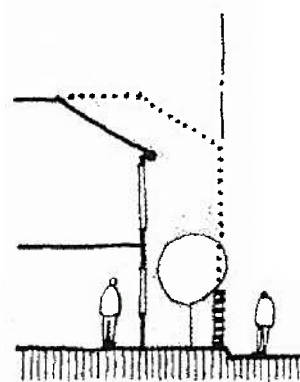
- 前面道路に対し、周辺の建物と壁面の位置を揃えるよう、建物の配置を工夫する。または生垣や塀などにより、周辺の建物と壁面の位置を揃えるよう工夫する。



壁面の位置を揃える



生垣で壁面の連続性を確保する



板塀で壁面の連続性を確保する



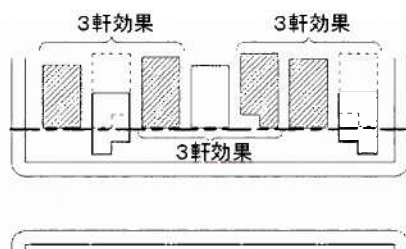
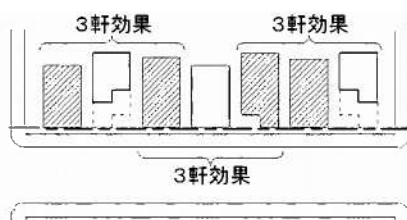
板塀により壁面の位置を揃えた事例

参考となる考え方

【3軒効果】

隣接する両側の建物、または片側に連続する2軒の建物と一体となった3軒程度の建物を一つのまとまりと捉え、壁面の位置を揃えるよう工夫することで、壁面の連続性を保つことができる。

さらにその3軒効果が連続することで、統一感のある町並みがつくられる。



建築物	敷地内の位置 ②
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財，景観形成指定建築物等）の周辺では，それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財，伝統的建造物，景観形成指定建築物等などの周辺では，それらの建築物等の公共的な場所からの見え方に配慮し，建物の配置を工夫する。

建築物	規模（高さ）
景観形成基準	住宅地景観ゾーン 高さは13m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては、その部分の高さの5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、建築物本体からの高さが5m以下とする。 ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。 住商複合地景観ゾーン 高さは25m以下とし、㊶の区域（19ページの図参照。以下同じ。）では13m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては、㊶の区域ではその部分の高さの5mまで、㊶の区域以外の区域ではその部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、㊶の区域では建築物本体からの高さが5m以下、㊶の区域以外の区域では建築物本体からの高さが7m以下とする。 ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない。 港湾地景観ゾーン 高さは20m以下とする。エレベーター機械室、階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては、その部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は、建築物本体からの高さが7m以下とする。 ただし、市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は、この限りではない
	デザインガイドライン ☐ 建物上部の塔屋や建築設備は、その高さをできる限り低くするよう工夫する。 ☐ 建物上部の塔屋は、周辺の道路から直接見えない規模となるよう工夫する。

建築物

外観の意匠①

景観形成基準

周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。

デザインガイドライン

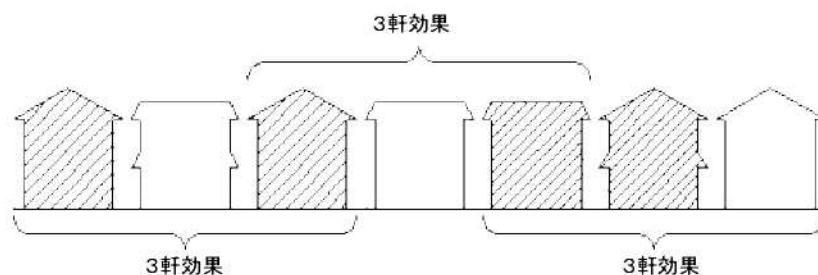
- 周辺の町並みに配慮し、連続性のある町並みとなるよう、外観のデザインを工夫する。

参考となる考え方

【3軒効果】

隣接する両側の建物、または片側に連続する2軒の建物と一体となった3軒程度の建物を一つのまとまりと捉え、連続性のあるデザインとなるよう工夫することで、落ち着いた景観がつくられる。

さらにその3軒効果が連続することで、統一感のある町並みがつくられる。



建築物	外観の意匠 ②
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財，景観形成指定建築物等）の周辺では，それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財，伝統的建造物，景観形成指定建築物等などの周辺では，それらの建築物等の公共的な場所からの見え方に配慮し，デザインを工夫する。

建築物 外観の意匠 ③

景観形成基準

主要な公道（電車路線道路、バス路線道路、西部臨港通）の交差点に面した場所では、アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。

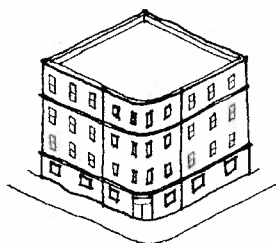
デザインガイドライン

- 交差点に面した角地では、下記の手法などにより、街角をきめるデザインとなるよう工夫する。

街角をきめる手法事例

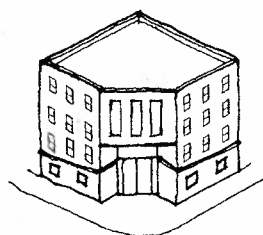
【ソフトに】

角をアールにすることで、建物に柔らかい感じをもたらすことができる。



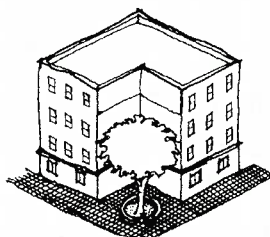
【重厚感のある】

敷地の形状によっては隅切りをおこない、角を正面にすることで、建物に重厚感をもたらすことができる。



【親しみやすい】

角の部分をセットバックし、広場を設けることで、ゆとりのあるスペースが生まれ、建物に親しみやすい感じをもたらすことができる。



建築物

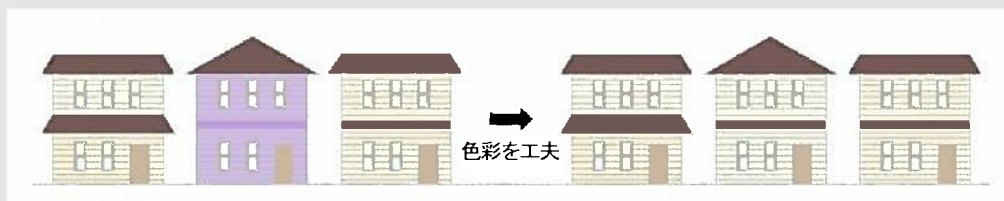
外観の色彩

景観形成基準

外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。

デザインガイドライン

- 連続性のある町並みとなるよう色彩を工夫する。



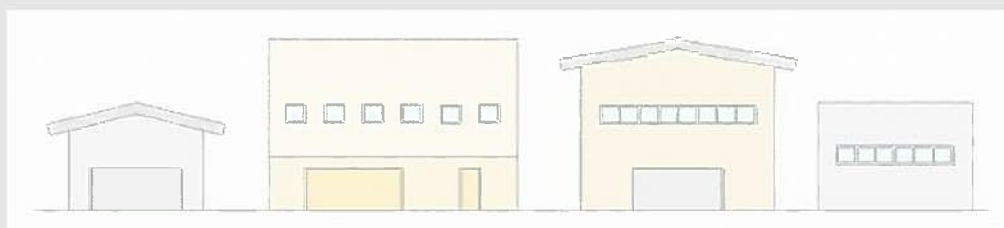
- 一つの建物で複数の色を組み合わせる場合は、色相における関係性の近い配色や彩度のコントラストを抑えめにした配色を選ぶなど落ち着いた色彩となるよう工夫する。



- 商業施設や事務所などは、歴史的な風格のある町並みと調和するよう色彩を工夫する。



- 工場や倉庫などは、周辺に対して圧迫感を与えない色彩となるよう工夫する。



建築物 外観の色彩

周辺の町並みと調和する色彩の手法事例

① 統一感のある町並み

隣り合う建物や通り全体の色相、明度、彩度を類似した色彩とすることで、統一感のある町並みとなる。



② 落ち着いた町並み

隣り合う建物や通り全体の明度や彩度に変化を持たせながらも、色相に共通性を持たせることで、落ち着いた町並みとなる。

このとき、明度と彩度の選定にあたっては、コントラストを控えめにする工夫が必要です。



③ リズム感のある町並み

隣り合う建物や通り全体の明度や彩度を揃えて、色相に変化をつけることで、リズム感のある町並みとなる。

このとき、色相の選定にあたっては、周辺とのバランスを整える工夫が必要です。



工 作 物	外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財，景観形成指定建築物等）の周辺では，それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財，伝統的建造物，景観形成指定建築物等などの周辺では，それらの建築物等の周辺道路からの見え方に配慮し，デザインを工夫する。  建物を阻害しないよう配慮した外灯

建築設備などの位置および形態

景観形成基準

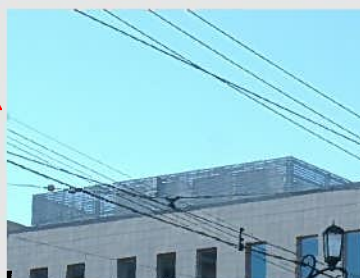
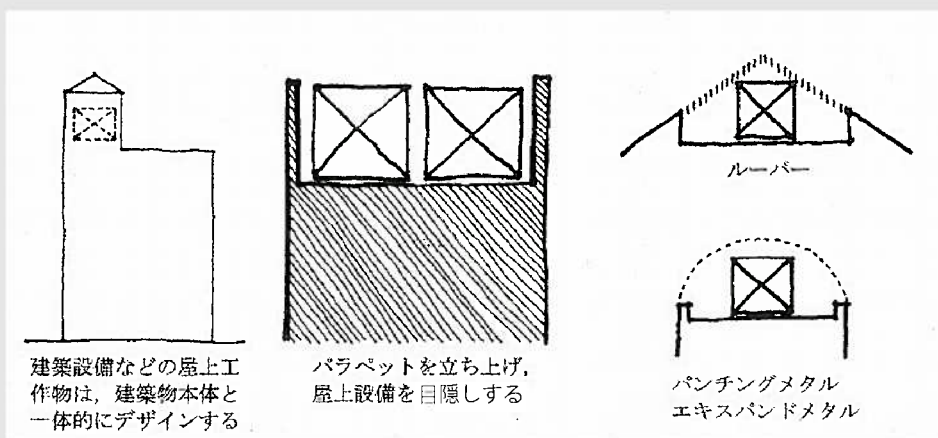
風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。

やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

□ 建物上部の塔屋や屋上設備などは、建物本体と一体的にデザインするなど工夫する。

またはパラペットやルーバーなどにより、屋上設備などを目隠しするよう工夫する。



ルーバーで屋上設備を目隠した事例

□ 空調設備、ガスボンベ、油タンクなどを地上に設置する場合は、公共的な場所から直接見えない位置に設置するよう工夫する。

やむを得ない場合は、建物の外観と調和した格子やルーバー、または植栽などにより、目隠しするよう工夫する。



空調設備を目隠した事例

駐 車 場

景観形成基準

戸建て住宅に付随する駐車場を除き，駐車台数5台以上の路外駐車場を整備する場合は，公道に面し，生垣や板塀等により目隠しをするなど，周辺の景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 周辺の景観と調和した生垣や板塀などにより，駐車スペースが前面道路から直接見えないよう工夫する。



生垣などにより工夫している事例



ルーバーで目隠ししている事例

6 景観形成街路沿道区域の景観形成基準とデザインガイドライン

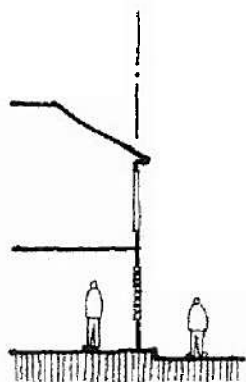
建築物 敷地内の位置 ①

景観形成基準

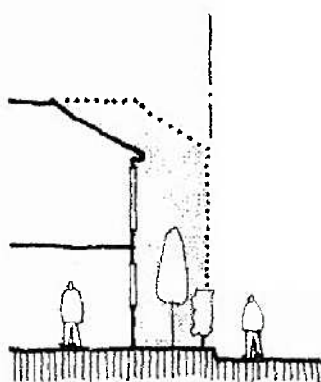
町並みの連続性に配慮し、壁面の位置や建物の配置など、周辺の建物と調和のとれたものとする。

デザインガイドライン

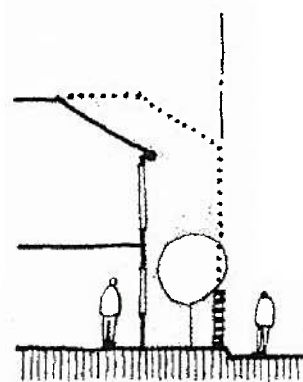
- 前面道路に対し、周辺の建物と壁面の位置を揃えるよう、建物の配置を工夫する。または、生垣や塀などにより、周辺の建物と壁面の位置を揃えるよう工夫する。



壁面の位置を揃える



生垣で壁面の連続性を確保する



板塀で壁面の連続性を確保する



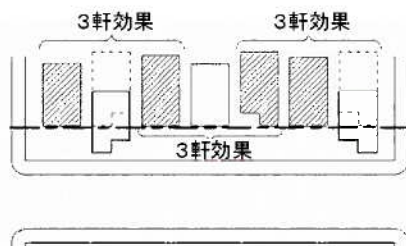
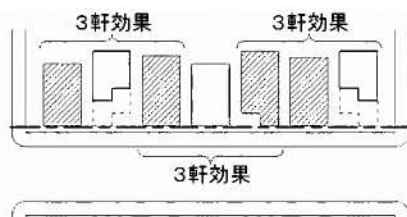
板塀により壁面の位置を揃えた事例

参考となる考え方

【3軒効果】

隣接する両側の建物、または片側に連続する2軒の建物と一体となった3軒程度の建物をつつのまとまりと捉え、壁面の位置を揃えるよう工夫することで、壁面の連続性を保つことができる。

さらにその3軒効果が連続することで、統一感のある町並みがつくれる。



建築物	敷地内の位置 ②
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財、伝統的建造物、景観形成指定建築物等などの周辺では、それらの建築物等の公共的な場所からの見え方に配慮し、建物の配置を工夫する。

建 築 物	規 模 ①
景観形成基準	それぞれの景観ゾーンの高さによる。 ※ それぞれの景観ゾーンの高さ 住宅地景観ゾーン 高さは13m以下とする。エレベーター機械室，階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては，その部分の高さの5mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は，建築物本体からの高さが5m以下とする。 ただし，市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は，この限りではない。 住商複合地景観ゾーン 高さは25m以下とし，㊦の区域（19ページの図参照。以下同じ。）では13m以下とする。エレベーター機械室，階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては，㊦の区域ではその部分の高さの5mまで，㊦の区域以外の区域ではその部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は，㊦の区域では建築物本体からの高さが5m以下，㊦の区域以外の区域では建築物本体からの高さが7m以下とする。 ただし，市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は，この限りではない。 港湾地景観ゾーン 高さは20m以下とする。エレベーター機械室，階段室その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1／8以内の場合においては，その部分の高さの7mまでは当該建築物の高さに算入しない。 建築物の屋上に設置される高架水槽および冷却塔は，建築物本体からの高さが7m以下とする。 ただし，市長が函館市都市景観審議会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認める場合は，この限りではない
	デザインガイドライン ☐ 建物上部の塔屋や建築設備は，その高さをできる限り低くするよう工夫する。 ☐ 建物上部の塔屋は，周辺の道路から直接見えない規模となるよう工夫する。

建築物

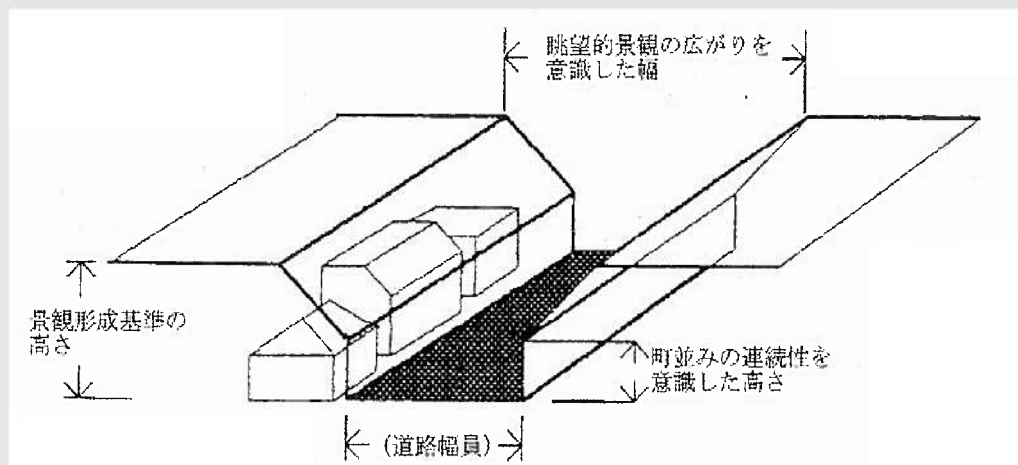
規模 ②

景観形成基準

八幡坂や二十間坂の沿道では、海水面の広がりや函館山の稜線を保全するため、眺望的景観の広がりやを阻害しないよう配慮する。

デザインガイドライン

- 八幡坂や二十間坂の沿道では、坂を見下ろしたときの海水面の広がりや、坂を見上げたときの函館山の稜線を保全するため、眺望的景観の広がりやを意識したボリュームとなるよう工夫する。



眺望的景観の広がりやを意識した幅の事例

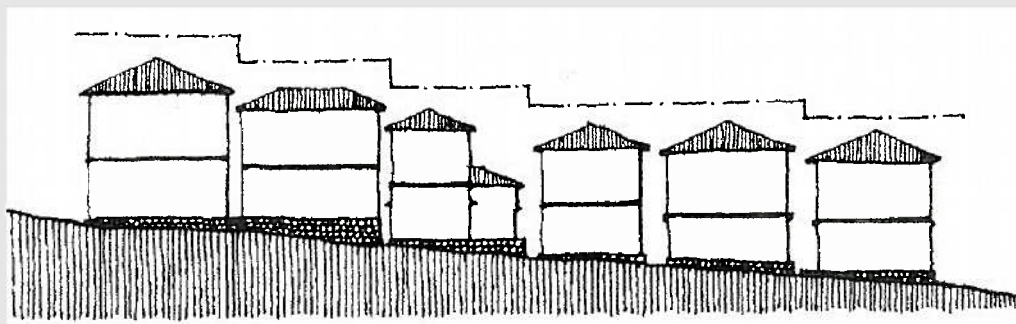


坂を見下ろしたときの海水面の広がり



坂を見上げたときの函館山の稜線

- 八幡坂や二十間坂の沿道では、坂の傾斜にそったスカイラインとなるよう工夫する。



坂の沿道では段々状のボリュームとなるよう工夫する

建築物

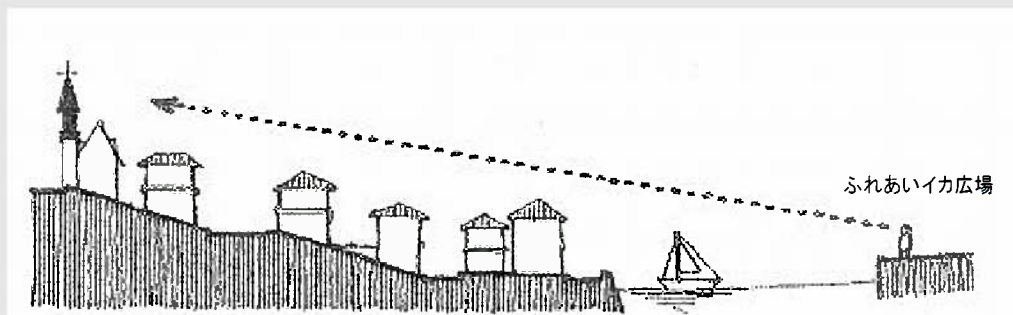
規模 ③

景観形成基準

主要な眺望点（ふれあいイカ広場）から、歴史的建物（旧函館区公会堂、函館ハリストス正教会、カトリック元町教会）の視線上に建てる建物が、歴史的建物のスカイライン（輪郭線）を分断しないよう配慮する。

デザインガイドライン

- 主要な眺望点である「ふれあいイカ広場」から、旧函館区公会堂、函館ハリストス正教会、カトリック元町教会の視線上に建物を建てる場合は、旧函館区公会堂、函館ハリストス正教会、カトリック元町教会のスカイライン（輪郭線）を分断しないように、建物の規模や高さを工夫する。



ふれあいイカ広場からの眺望



旧函館区公会堂を望む



函館ハリストス正教会、カトリック元町教会を望む

建築物

外観の意匠①

景観形成基準

周辺の景観と調和のとれた落ち着いた意匠とする。

デザインガイドライン

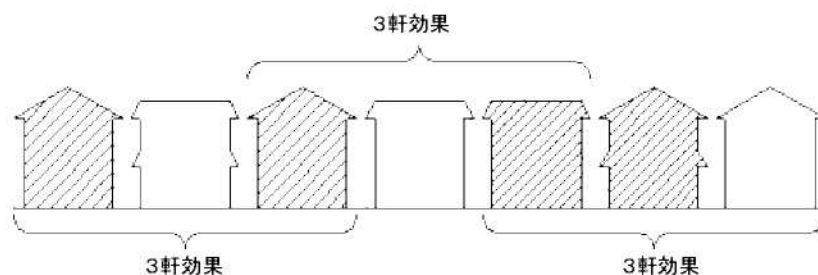
- 周辺の町並みに配慮し、連続性のある町並みとなるよう、外観のデザインを工夫する。

参考となる考え方

【3軒効果】

隣接する両側の建物、または片側に連続する2軒の建物と一体となった3軒程度の建物を一つのまとまりと捉え、連続性のあるデザインとなるよう工夫することで、落ち着いた景観がつけられる。

さらにその3軒効果が連続することで、統一感のある町並みがつけられる。



- 周辺に歴史的な建物がある場合は、歴史的な意匠をデザインに取り入れるなどの工夫をする。

建築物	外観の意匠 ②
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財、伝統的建造物、景観形成指定建築物等などの周辺では、それらの建築物等の公共的な場所からの見え方に配慮し、デザインを工夫する。

建築物

外観の意匠 ③

景観形成基準

景観形成街路の交差点、突き当たり面に面した場所では、アイストップとなることを意識した正面性のある意匠となるよう配慮する。

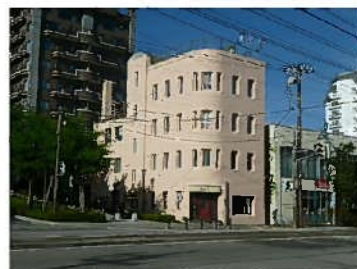
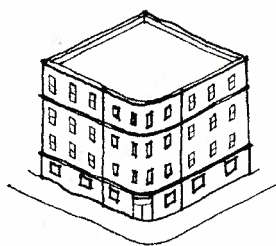
デザインガイドライン

- 交差点に面した角地では、下記の手法などにより、街角をきめるデザインとなるよう工夫する。

街角をきめる手法事例

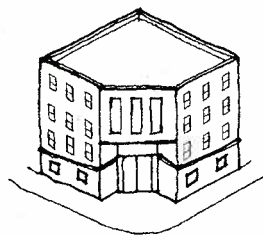
【ソフトに】

角をアールにすることで、建物に柔らかい感じをもたらすことができる。



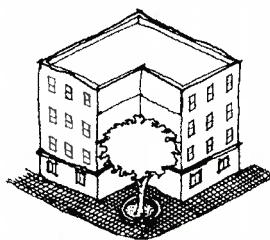
【重厚感のある】

敷地の形状によっては隅切りをおこない、角を正面にすることで、建物に重厚感をもたらすことができる。

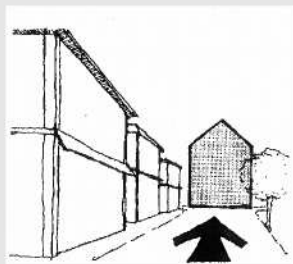


【親しみやすい】

角の部分をセットバックし、広場を設けることで、ゆとりのあるスペースが生まれ、建物に親しみやすい感じをもたらすことができる。



- 道路の突き当たり面に面した場所では、周辺の景観になじませるとともに、正面性のあるデザインとなるよう工夫する。



正面性のあるデザインとした事例

建築物 外観の意匠 ④

景観形成基準

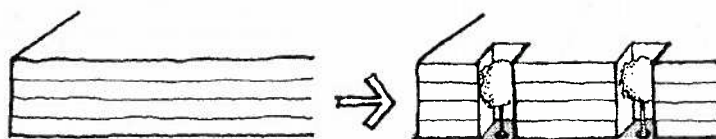
デザインガイドライン

公道に面している壁面は、公道に対して圧迫感を与えないよう、窓を設けることや分節化をするなど、周辺の景観と調和のとれたものとする。

- 道路に面して壁面が大きく接する場合は、下記の手法などにより、圧迫感や長大感を軽減させるよう工夫する。

圧迫感、長大感を軽減させる手法事例

- ① 道路に面する壁面に窓を設けたり、高さや間口の分節をするなどの工夫をすることでリズム感を持たせる。

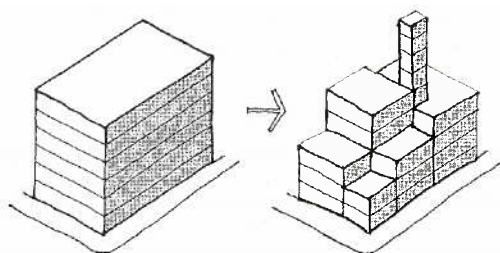


間口を分節することで、長大感を軽減した事例

- ② 建物の一部を後退させ、植栽などにより、建物のボリューム感を軽減する。



建物の一部を後退させ、植栽を工夫することでボリューム感を軽減した事例



建物の一部を後退させ、ボリューム感を軽減した事例



建築物

外観の意匠 ⑤

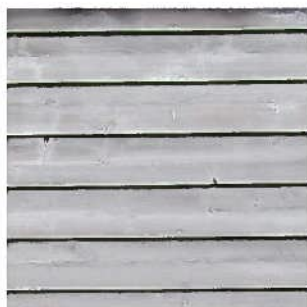
景観形成基準

外壁等に用いる材料および仕上げは、歴史文化景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 外壁等の仕上げは、下見板張り、洗い出し仕上げ、石張り仕上げ、漆喰塗り仕上げ、煉瓦仕上げなど歴史文化景観に調和するよう工夫する。

歴史的文化的景観に調和した素材事例



下見板張り



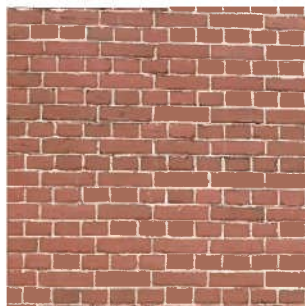
洗い出し仕上げ



石張り仕上げ



漆喰塗り仕上げ



煉瓦仕上げ



外壁に歴史文化景観に調和した素材を使用した事例

建築物

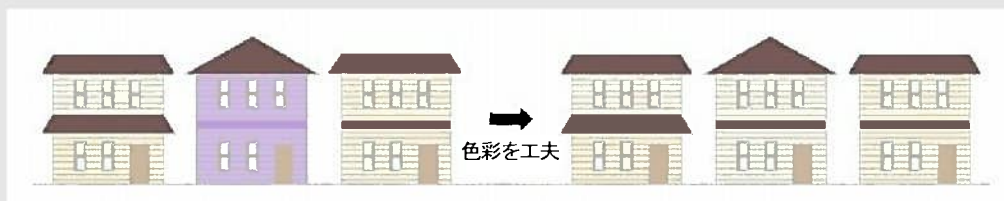
外観の色彩

景観形成基準

外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。

デザインガイドライン

- 連続性のある町並みとなるよう色彩を工夫する。



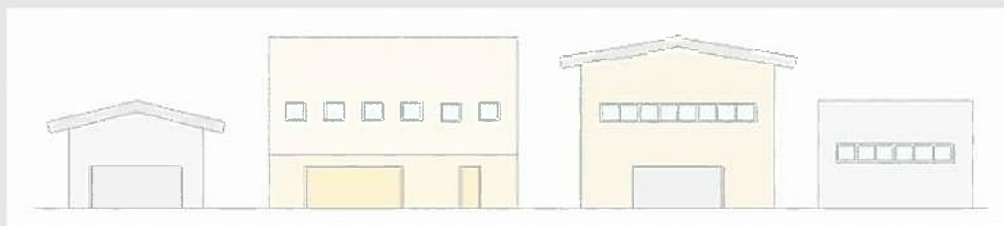
- 一つの建物で複数の色を組み合わせる場合は、色相における関係性の近い配色や彩度のコントラストを抑えめにした配色を選ぶなど落ち着いた色彩となるよう工夫する。



- 商業施設や事務所などは、歴史的な風格のある町並みと調和するよう色彩を工夫する。



- 工場や倉庫などは、周辺に対して圧迫感を与えない色彩となるよう工夫する。



建築物

外観の色彩

デザインガイドライン

周辺の町並みと調和する色彩の手法事例

① 統一感のある町並み

隣り合う建物や通り全体の色相、明度、彩度を類似した色彩とすることで、統一感のある町並みとなる。



② 落ち着いた町並み

隣り合う建物や通り全体の明度や彩度に変化を持たせながらも、色相に共通性を持たせることで、落ち着いた町並みとなる。

このとき、明度と彩度の選定にあたっては、コントラストを控えめにする工夫が必要です。



③ リズム感のある町並み

隣り合う建物や通り全体の明度や彩度を揃えて、色相に変化をつけることで、リズム感のある町並みとなる。

このとき、色相の選定にあたっては、周辺とのバランスを整える工夫が必要です。



工 作 物	外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩 ①
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている建築物等（文化財、景観形成指定建築物等）の周辺では、それらの建築物等を阻害しないよう配慮する。
デザインガイドライン	□ 文化財、伝統的建造物、景観形成指定建築物等の周辺では、それらの建築物等の周辺道路からの見え方に配慮し、デザインを工夫する。 建物を阻害しないよう配慮した外灯

工 作 物	外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩 ②
景観形成基準	色彩は、建築物の外観の色彩基準と同様とする。 ※ 建築物の外観の色彩基準 外壁等の色彩は、周辺の景観と調和のとれたものとする。
デザインガイドライン	□ 色彩は、周辺の歴史的な町並みに調和し、落ち着いたものとなるよう工夫する。

工 作 物	外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩 ③
景観形成基準	景観形成上重要な役割をなしている石垣が敷地内に存在する場合は、積極的に活用する。
デザインガイドライン	□ 敷地内の石垣は、できるだけ保存に努め、植栽スペースなどとして積極的に活用するよう工夫する。  石垣をそのまま活用した事例  石垣を植栽スペースとして活用した事例 ※ 景観上重要な役割をなしている石垣とは、 ・ 公道に面しているもの、もしくは公共的な空間から望見できるもの ・ 周辺の景観に影響を与える一定規模以上のもののことをいう。

工 作 物

外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩 ④

景観形成基準

擁壁に用いる材料および仕上げは，歴史文化景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 擁壁に用いる材料および仕上げは，着色せずに，石垣，または鉄筋コンクリートや化粧ブロックによる石垣風仕上げとするなど，歴史文化景観に調和するよう工夫する。

やむを得ず鉄筋コンクリートの打ち放し仕上げとする場合は，植栽などにより，目隠しするよう工夫する。



新たに石積みを設置した事例



新たに石積みを設置した事例

工 作 物

外 観 の 意 匠 お よ び 色 彩 ⑤

景観形成基準

デザインガイドライン

自動販売機を設置する場合は、建物と一体的に設置するよう配慮し、色彩については、建物や周辺の景観と調和するよう配慮する。

- 自動販売機は、建物に組み込むことや、建物と調和した格子などで囲うこと、建物と調和した色彩にすることなどにより、建物と一体的になるよう工夫する。



建物に組み込んだ事例



建物と同系色とした事例



建物と一体的に設置した事例

- 広場などに建物から離して設置する場合は、周辺の町並みや自然景観と調和した色彩とするなど工夫する。



周辺の景観に配慮した色彩とした事例

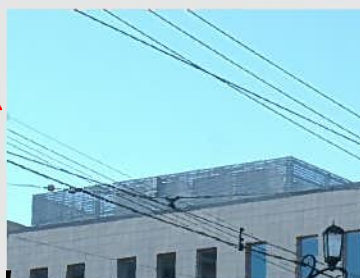
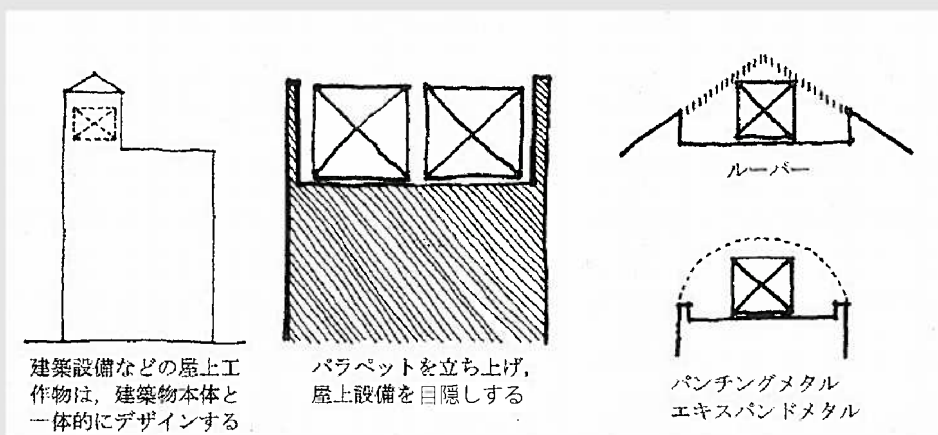
建築設備などの位置および形態①

景観形成基準

風道、煙突、給排水管、配電管、高架水槽、冷却塔その他これらに類する建築設備は、公道や公園、公共施設等の公共的な場所から直接見えないよう配慮する。
やむを得ない場合は、格子やルーバー、植栽等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 建物上部の塔屋や屋上設備などは、建物本体と一体的にデザインするなど工夫する。
またはパラペットやルーバーなどにより、屋上設備などを目隠しするよう工夫する。



ルーバーで屋上設備を目隠した事例

- 空調設備、ガスボンベ、油タンクなどを地上に設置する場合は、公共的な場所から直接見えない位置に設置するよう工夫する。
やむを得ない場合は、建物の外観と調和した格子やルーバー、または植栽などにより、目隠しするよう工夫する。



空調設備を目隠した事例

建築設備などの位置および形態②

景観形成基準

屋根設置型の太陽光・太陽熱発電設備を設置する場合は、目立たないように配慮する。

地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する。

デザインガイドライン

- 太陽光発電設備および太陽熱発電設備を屋根に新たに設置する場合は、屋根の傾斜に沿わせるなど、目立たないように工夫する。

やむを得ず屋根や屋上に立ち上げて設置する場合は、目立たない場所に設置するよう工夫する。

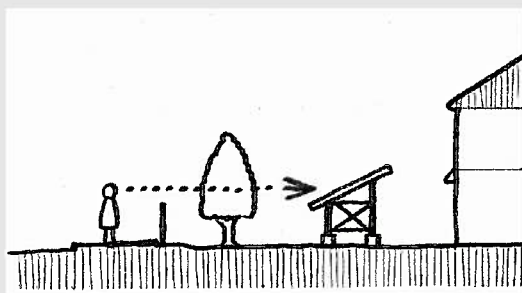


屋根置き型の太陽光発電設備の事例

- 太陽光発電設備を壁面に設置する場合は、外観の色彩と調和するよう工夫する。

- 地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないようセットバックした位置に設置するよう工夫する。

やむを得ない場合は、植栽などにより、目隠しするよう工夫する。



公共的な場所から直接見えないように工夫した事例

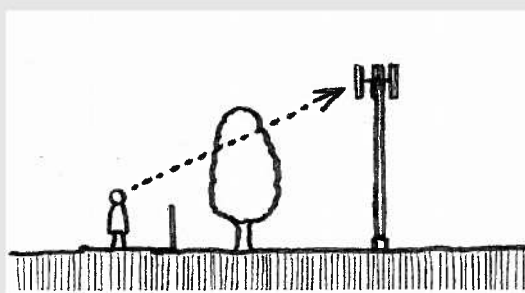
建築設備などの位置および形態③

景観形成基準

風力発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう配慮する。

デザインガイドライン

- 風力発電設備を設置する場合は、公共的な場所から直接見えないよう、セットバックした位置に設置するよう工夫する。
やむを得ない場合は、植栽などにより、目隠しをすることや周辺の景観に調和したデザインのものを採用するなどの工夫をする。



公共的な場所から直接見えないように工夫した事例

駐 車 場 ①

景観形成基準

公道に面し駐車場を整備する場合は、生垣や板塀等により目隠しをするなど、周辺の景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 周辺の景観と調和した生垣や板塀などにより、駐車スペースが前面道路から直接見えないよう工夫する。



生垣などにより工夫している事例



ルーバーで目隠ししている事例

駐 車 場 ②

景観形成基準

車庫を公道から見える位置に設置する場合は、建物の外観の色彩と調和のとれたものとする。

デザインガイドライン

- 車庫の外観や扉などの色彩は、建物の外観の色彩と調和のとれたものとするよう工夫する。



車庫のシャッターを建物の外観の色と調和させた事例



車庫の引き戸を建物の外観の色と調和させた事例

門，塀，垣，柵

景観形成基準

門，塀，垣，柵に用いる材料，仕上げおよび色彩は，歴史文化景観に調和するよう配慮する。

デザインガイドライン

- 門，塀，垣，柵に用いる材料は，石，煉瓦，板，樹木などの自然素材を使用するなど，歴史文化景観に調和するよう工夫する。



板塀を使用している事例



石垣を使用している事例



石仕上げ



板塀



生垣

Ⅳ デザインガイドライン屋外広告物編

1 広告景観整備地区

函館市都市景観条例第10条の規定に基づき、「都市景観形成地域」として指定している区域を、函館市屋外広告物条例第10条の規定に基づく「広告景観整備地区」に指定し、積極的な景観誘導を図ります。

広告景観整備地区は、土地利用の状況および地域の特性に応じて、第1区域、第2区域の2つの区域で構成されています。

2 許可・届出・事前協議・事前相談

(1) 許可

広告物を表示する場合は、一部の適用除外を除き、あらかじめ「許可」を受ける必要があります。

広告物は、「許可基準」に適合していなければなりません。許可基準は、78・79ページを参照してください。

(2) 届出

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、許可を受けずに表示できる広告物のうち下記の広告物を表示する場合は、あらかじめ「届出」が必要です。

広告物は、区域ごとに定められている「誘導基準」に適合していなければなりません。誘導基準は、79ページを参照してください。

- ・ 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの（自家用広告物）で、表示面積の合計が1㎡を超え10㎡以下のもの
- ・ 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物で、表示面積の合計が1㎡を超えるもの

(3) 事前協議

景観形成街路および景観形成街路沿道区域、伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域において、「許可」および「届出」が必要な広告物を表示する場合は、許可申請および届出を行う前に、事前協議が必要です。

事前協議は、80ページから83ページのデザインガイドラインに記載されている事項に基づいて行われます。

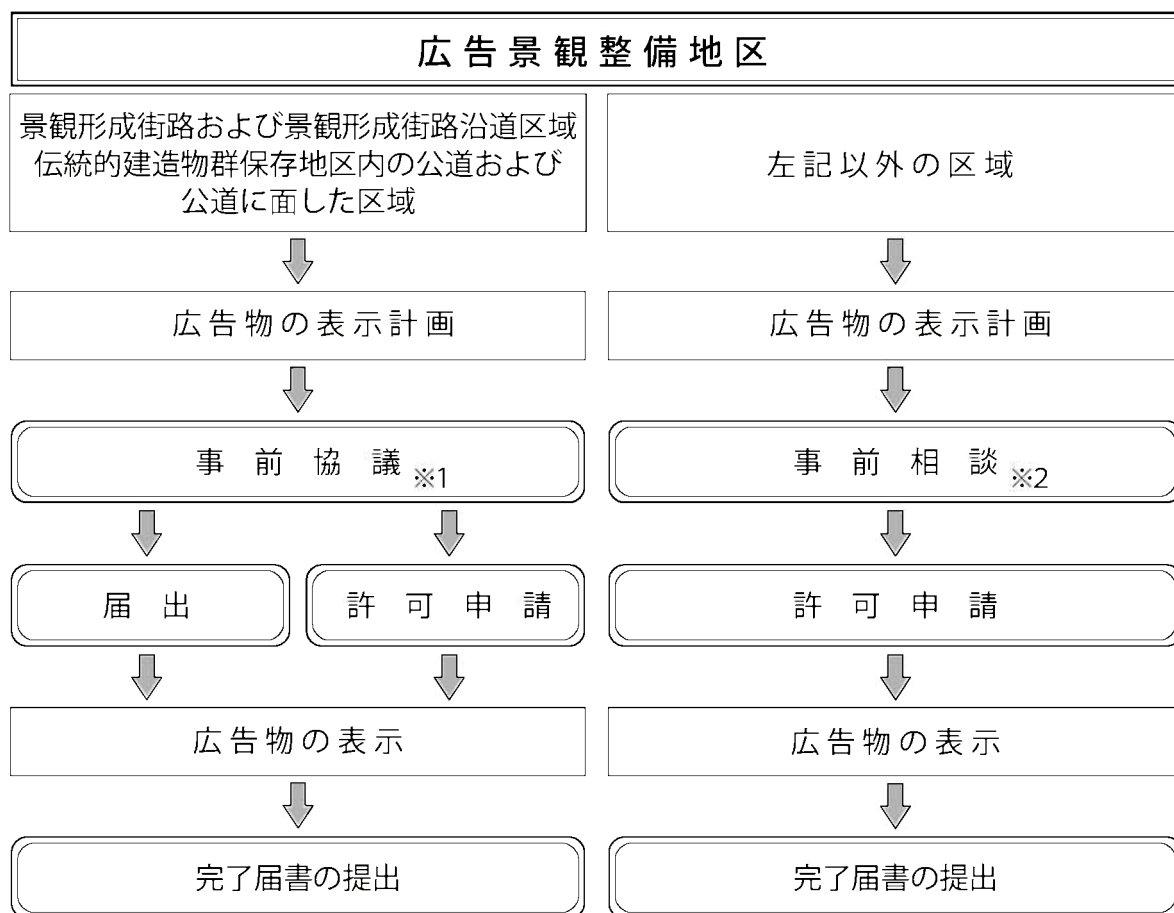
(4) 事前相談

事前協議が必要な区域を除く区域において、「許可」および「届出」が必要な広告物を表示する場合は、許可申請および届出を行う前に、景観アドバイザーによる技術的支援（事前相談制度）を受けることができます。

ただし、「第1区域において、表示面積の合計が5㎡を超えるもの」および「第2区域において表示面積の合計が10㎡を超えるもの」は、必ず事前相談を受けなければなりません。

事前相談は、80ページから83ページのデザインガイドラインに基づいて行われます。

(5) 届出・許可申請手続きのフローチャート



※1 事前協議に要する期間は、30日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

※2 事前相談に要する期間は、15日程度です。なお、協議の状況により前後することがあります。

※ 届出・許可申請が必要な広告物

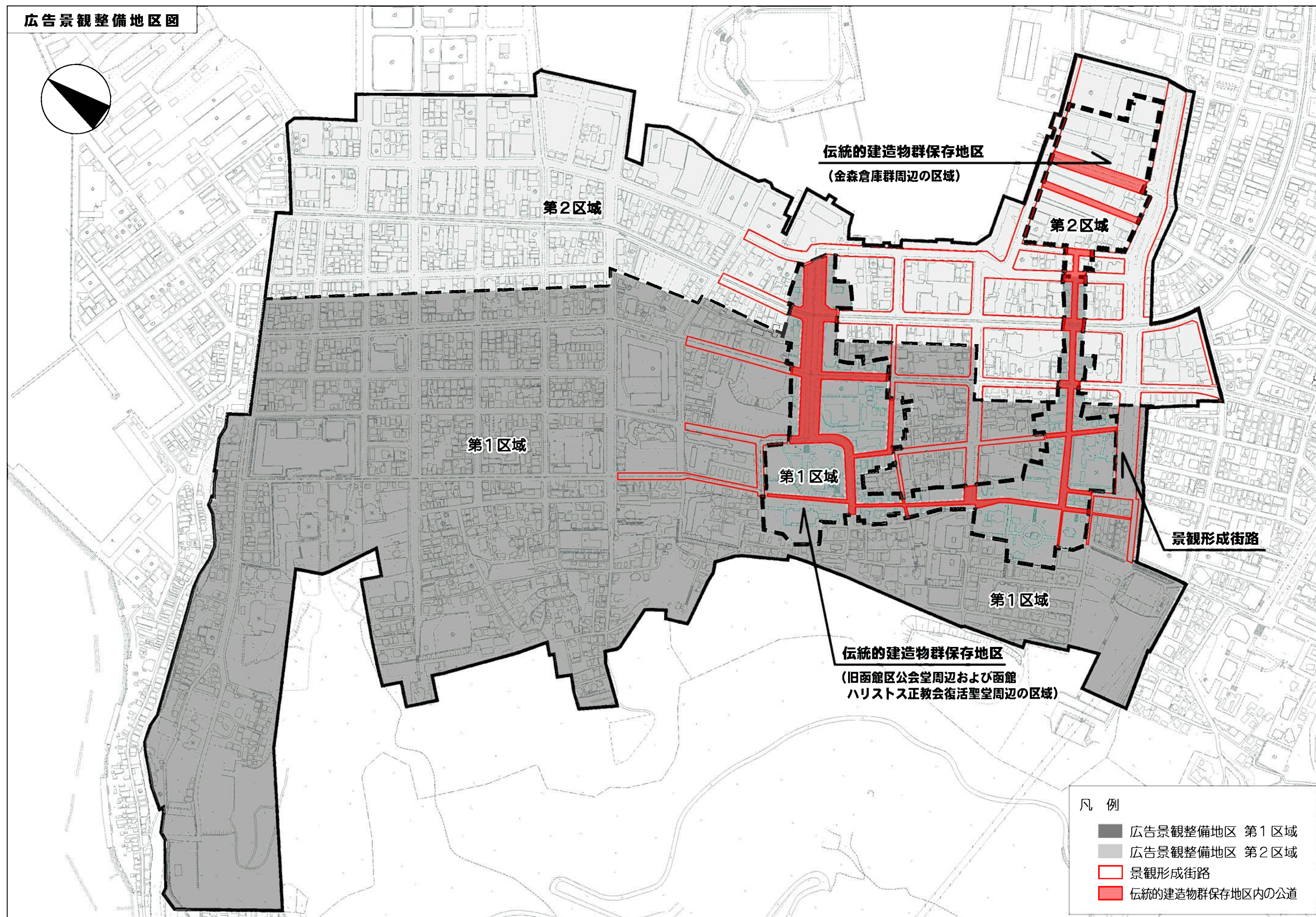
用 途	表示面積の合計	第 1 区 域		第 2 区 域	
		景観形成街路沿道区域等※1	左記以外の区域	景観形成街路沿道区域等※1	左記以外の区域
案 内 表 示 ※2	1㎡以下	許 可 申 請		許 可 申 請	
	1㎡を超え, 10㎡以下				
	10㎡を超える	表 示 不 可			
自 家 用 ※3	1㎡以下	手続き不要		手続き不要	
	1㎡を超え, 10㎡以下	届 出	手続き不要	届 出	手続き不要
	10㎡を超える	表 示 不 可		許 可 申 請	
煙突, ガスタンク, 油タンクに表示 するもの※4	1㎡以下	手続き不要		手続き不要	
	1㎡を超え, 10㎡以下	届 出		届 出	
	10㎡を超える				

※1 景観形成街路および景観形成街路沿道区域, 伝統的建造物群保存地区内の公道および公道に面した区域

※2 道標, 案内図版その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的とする広告物またはこれらの広告物の掲出物件。(特定施設等とは, 医療施設, 社会福祉施設, 宿泊施設, レクリエーション施設(ゴルフ場・レジャーランド等), 観光施設, 歴史的建造物などです。)

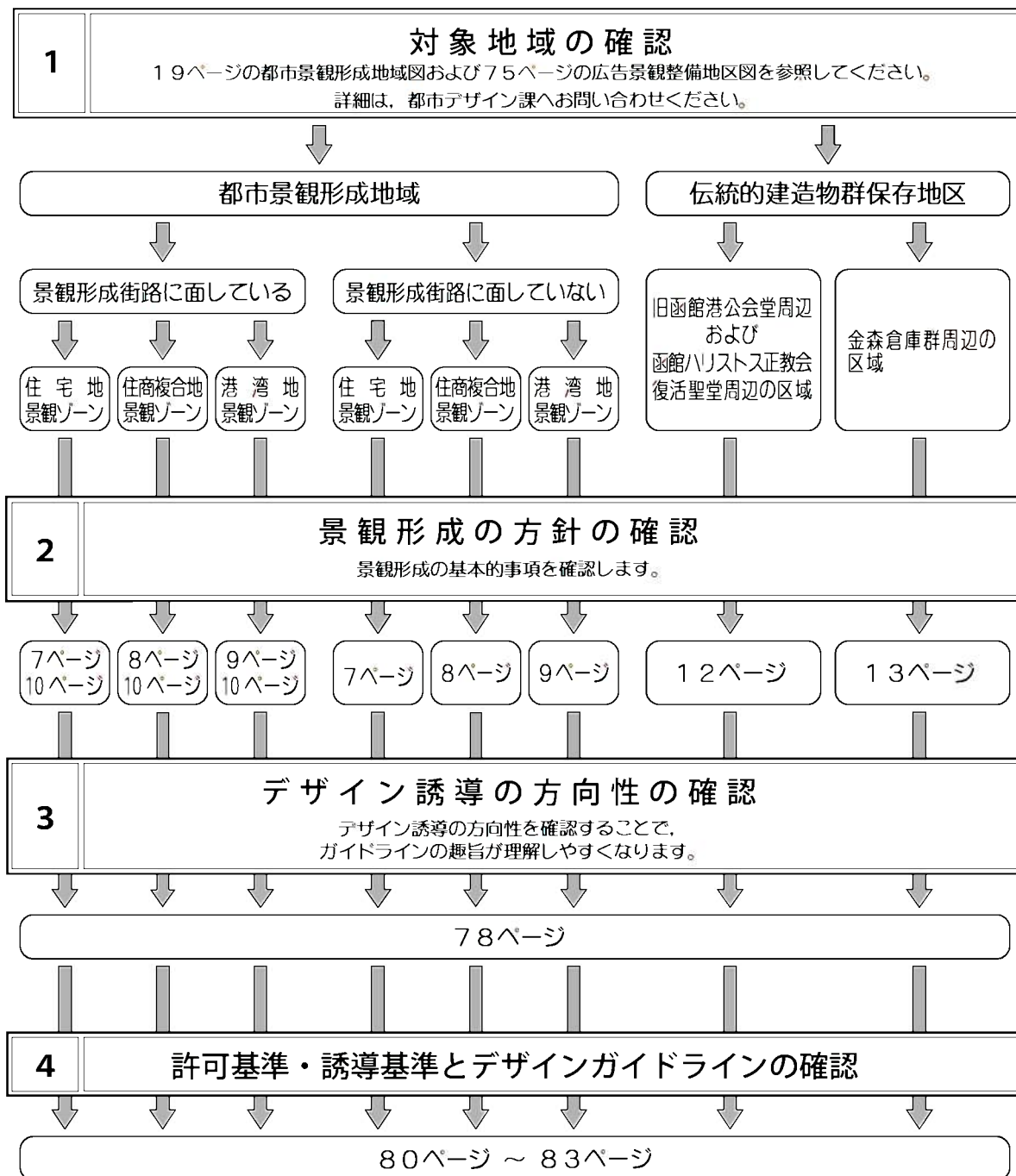
※3 自己の事務所または営業所に表示し, または設置する自己の事業もしくは営業の所在, 名称, 内容, 商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件。

※4 壁面に直接表示された壁面広告物で, 営利を目的としないものであること。



3 屋外広告物編活用のフローチャート

広告景観整備地区内で広告物を表示しようとするときは、以下の手順に従うことで、本指針を効果的に活用することができます。



4 デザイン誘導の方向性と許可基準・誘導基準

[デザイン誘導の方向性]

■ 歴史的な町並み景観の保全

歴史的な町並み景観に配慮した広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の保全を図ります。

■ 魅力ある都市景観の創出

優れたデザインの広告物により、広告景観整備地区の良好な景観の向上を図ります。

[許可基準]

種 別	第 1 区 域	第 2 区 域	デザイン ガイドライン
固定広告物・簡易広告物の共通基準	用 途	案内表示であること。	自家用または案内表示であること。
	電 光 掲 示 板	表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。	
	景観への配慮	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。 3 点滅灯および回転灯の類は、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。	
	色 彩	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 広告物の地色は、日本工業規格Z8721で定める彩度8以下、文字等の色は彩度10以下のもので、使用する色数は、できるだけ少ないものであること。 3 蛍光および発光を伴う塗料または材料を使用しないものであること。	
固定広告物	屋上広告物	禁止する。	屋上構造物の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。
	地上広告物	1 1面の表示面積が5㎡以内で、かつ、表示面積の合計が10㎡以内および高さが5m以下のものであること。	1 面の表示面積が25㎡以内で、かつ、表示面積の合計が50㎡以内および高さが10m以下のものであること。
	壁面広告物	2 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。	1 表示面積の合計が取付け壁面の面積の1/3または50㎡のいずれか小さい数値以内のものであること。 2 建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあつては、地上からその上端までの高さが10m以下で、かつ、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものにあつては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。

※ 案内表示とは、道標、案内図版その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供するため特定の施設等への案内を目的とする広告物またはこれらの広告物の掲出物件で、特定施設等とは、医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、レクリエーション施設（ゴルフ場・レジャーランド等）、観光施設、歴史的建造物などです。

※ 自家用とは、自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件です。

※ 屋上構造物とは、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分です。

〔許可基準〕

種 別		第 1 区 域	第 2 区 域	デザイン ガイドライン
簡易 広告物	立 看 板	1 事業所につき2基以内とし、縦1.8m以下、横0.9m以下および地上からその上端までの高さが2m以下のもので、道路と平行に立てかけられたものであること。（電柱その他これに類するものを利用しないものに 限る。）		
	電柱 広告物	巻 付 け 広 告 物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.8m以下で、かつ、その下端の高さが地上から1.5m以上のものであること。	
		突き出し 広 告 物	1 1柱につき1個とし、蛍光塗料を用いないものであること。 2 縦1.2m以下、横0.45mおよび出幅0.6m以下(消火栓標識柱を利用する場合にあっては、縦0.4m以下および横0.8m以下)で、その下端の高さが歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のものであること。	
	広告幕、広告網		禁止する。	
	アドバルーン広告物		禁止する。	
	の ぼ り		1 事業所につき2基以内とし、縦1.8m以下、横0.6m以下および地上からその上端までの高さが2m以下のものであること。	

〔誘導基準〕

種 別		第 1 区 域 ・ 第 2 区 域	デザイン ガイドライン
共通 基準	電 光 掲 示 板	表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること	80ページ
	景観への配慮	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。 3 点滅灯および回転灯の類いは、広告物に附帯していないものであること。ただし、安全のために必要な場合は、この限りでない。	81ページ 82ページ
個別 基準	色 彩	1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。 2 広告物の地色は、日本工業規格Z8721で定める彩度8以下、文字等の色は彩度10以下のもので、使用する色の数は、できるだけ少ないものであること。 3 蛍光および発光を伴う塗料または材料を使用しないものであること。	83ページ
個別 基準	自家用広告物	1 屋上広告物にあっては、屋上構造物の壁面に表示する文字またはロゴマークであって、デザインに配慮されたものであること。 2 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるものにあっては、取付け壁面の高さを超えないものであること。 3 壁面広告物のうち、建築物等の壁面から突き出して設置されるもの以外のものあっては、設置する壁面の外郭線を超えないものであること。 4 簡易広告物にあっては、簡易広告物の許可基準を満たしているものであること。	

※ 自家用広告物とは、自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示する広告物またはこれらの広告物の掲出物件です。

※ 屋上構造物とは、階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分です。

5 許可基準・誘導基準とデザインガイドライン

電光掲示板

基準

表示面積が1㎡未満で、かつ、激しい点滅を伴わないものであること。

デザインガイドライン

《伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合》

- ☐ 建物に応じた大きさで，バランスの良い位置に表示し，建物デザインを損なわないよう工夫する。

景観への配慮

基準

- 1 広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること。
- 2 一の建築物等に複数の広告物等の表示等をする場合は、形態および色彩をそろえる等、互いの調和に配慮しているものであること。

デザインガイドライン

《共通》

- ☐ 広告物を表示する場所の周辺の環境や町並みに応じて、材料、大きさ、デザインなどを工夫する。



商業地の広告物の事例



住宅地の広告物の事例

- ☐ 広告物には、文字の多様は避け、ロゴマークなどにより、表示内容を単純化するなどの工夫をする。

- ☐ 建物に応じた大きさで、バランスの良い位置に表示し、建物デザインと一体感を持たせるよう工夫する。



建物デザインと一体感を持たせた事例



建物に応じた大きさで、バランス良く配置された事例

- ☐ 建物の特徴的なデザインを活かすよう、表示する場所や大きさ、デザインを工夫する。



建物デザインを活かした事例



景観への配慮

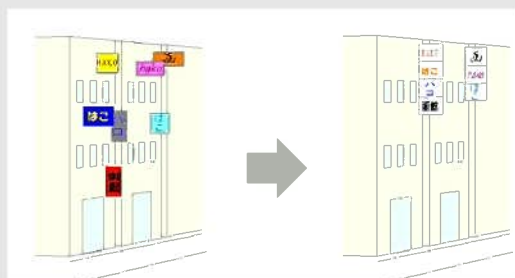
デザインガイドライン

《共通》

- ☐ 一つの建物に複数の広告物を表示する場合は、なるべく集合化し、デザイン、表示する場所、大きさを揃えることで、統一感を持たせるよう工夫する。
- ☐ 一つの建物で同一内容のものを複数表示することは、極力避ける。
やむを得ず複数表示する場合は、大きさに配慮し、落ち着いたものとなるよう工夫する。

《壁面広告物》

- ☐ 壁面から突き出して表示されるもの（突き出し広告物）は、周辺の景観になじむよう、なるべく集合化し、統一感を持たせるよう表示する位置や突出幅などを工夫する。



設置場所や突出幅を工夫し、統一感を持たせた事例

《地上広告物》

- ☐ 支柱や支柱足元においても、表示する広告物のデザインや周辺の町並みと調和するよう工夫する。



敷地内の建物に調和するデザインとした事例

《伝統的建造物、景観形成指定建築物等に表示する場合》

伝統的建造物、景観形成指定建築物等に表示する場合は、前記の共通、壁面広告物、地上広告物のデザインガイドラインのほかに、下記のデザインガイドラインが適用になります。

- ☐ 歴史的な建物の建築様式および外壁材と調和した素材を使用するよう工夫する。

色 彩	
基 準 デ ザ イ ン ガ イ ド ラ イ ン	広告物等の表示等をする建築物等および周辺の町並みと調和しているものであること
	《 共 通 》 ☐ CIカラーを採用している場合であっても、周辺の町並みと調和のとれた色彩を採用するよう工夫する。 ☐ 建物や周辺の町並みと調和のとれた色彩となるよう工夫する。 ※ 周辺の町並みとの調和については、58ページのデザインガイドライン建築物編「外観の色彩」の「周辺の町並みと調和する色彩の手法事例」を参考にすること。  建物と調和する色彩とした事例  周辺の町並みと敷地内の建物に調和した色彩とした事例 《伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合》 伝統的建造物，景観形成指定建築物等に表示する場合は，上記の共通のデザインガイドラインのほか，下記のデザインガイドラインが適用になります。 ☐ 歴史的な建物と調和するよう落ち着いた色彩を用いるよう工夫する。

参 考

■ 用語の解説

アール

建物の角などを丸め、円弧状に加工すること。

アイストッブ

見通しの良い空間やまちかどで、人の視線を引きつける役割を果たすものをいう。

洗い出し仕上げ

砕石などを練り合わせたモルタルを上塗りし、それを洗い出して、自然な風合いを再現しようとするもの。

公道（こうどう）

国や地方公共団体が管理し、一般交通の用に供している道路をいう。

本指針では、国道、道道、市道をいう。

コントラスト

対照、対比の意で、ある対象とそれ以外の背景とが区別できるような視覚的な特徴の差をいう。

本指針では、明度対比、彩度対比など色彩の対比のことをいう。

彩度（さいど）

色の鮮やかさを0から14程度までの数値で表し、色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなる。

C I カラー

企業や団体等の組織を象徴する色。企業特有のシンボルカラー。

色相（しきそう）

色合いの違いを表し、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、緑黄(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、紫青(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10色相を基準とする。

さらに10色相を10分割して、色相全体を100に分割して表す。

スカイライン

建築物の屋根や丘陵などの地形がつくる線形で天空との境界線。

セットバック

建物全体を敷地境界から後退させることや、建物上部を段状に後退させること。

長大感（ちょうだいかん）

指針では、建物の外壁が道路に面して長くて大きいことをいう。

塔屋（とうや）

エレベーターの機械室や換気塔、冷却塔など、建物の屋上に突き出した部分をいう。

パラペット

建物の屋上やバルコニーなどに立ち上がる形で作られる「手すり壁」をいう。

ファサード

建物の正面およびその外観をいう。正面以外にも外観として重要な面であれば、側面または背面もファサードということがある。

明度（めいど）

色の明るさを0から10までの数値で表し、暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

ランドマーク

規模、形態などから、一定の空間の中で、一際目立ち、土地や場所の目印になるものをいう。

歴史的、文化的にみて価値のある場所や建物をいうこともある。

ルーバー

壁や天井の開口部に日光や通風を加減するため、羽板（はいた）を組んで取り付けしたもの。または、建築設備の目隠しのために取り付ける羽板のこと。

ロゴマーク

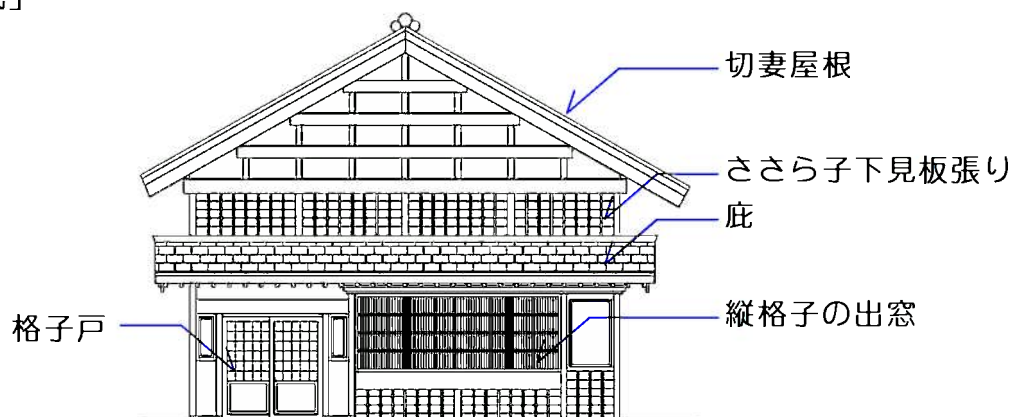
企業や団体等のシンボルマークと装飾化された文字・文字列を組み合わせる図案化したもの。

和洋折衷様式（わようせっちゅうようしき）

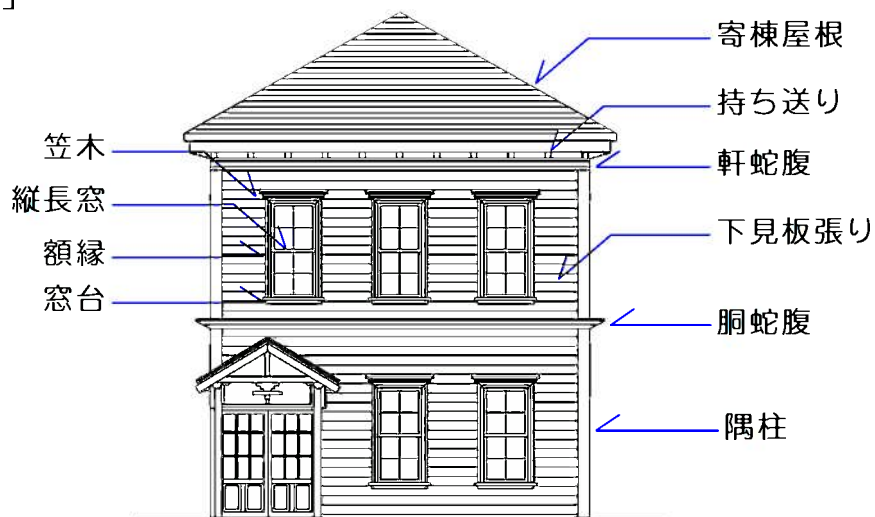
一つの建物で、和風建築と洋風建築の要素を意図的に組み合わせた建築様式のことをいい、函館では1階が和風建築、2階が洋風建築とした上下和洋折衷様式（じょうげわようせっちゅうようしき）が函館特有の建築様式となっている。

■ 都市景観形成地域の歴史的な建物にみられる代表的な建築様式

[和風様式]

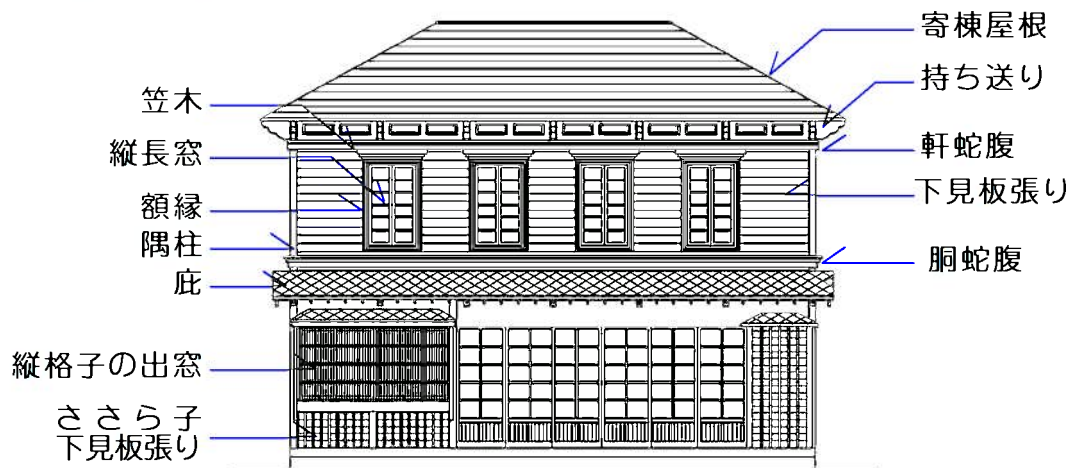


[洋風様式]



※ 外壁とそれ以外の隅柱や縦長窓などを塗り分けています。

[上下和洋折衷様式]



※ 外壁とそれ以外の隅柱や縦長窓などを塗り分けています。

■ 景観形成住宅等建築奨励金

都市景観形成地域の歴史的な景観を維持していくために、地域内において函館らしい歴史的な景観に配慮した建物を新築、改修および購入する場合に奨励金を交付します。

(1) 対象地域

奨励金を受けることができる地域は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内となります。

(2) 対象

下記の条件を満たしているものが、奨励金の対象となります。

- ① 都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内の公道（国道、道道、市道）に面する場所において建物を新築または購入する場合、既存建物を改修する場合。
※ 改修の場合は、配慮基準に適合していない（屋根を除く。）既存の建物が対象となります。また、部分改修も対象となります。
- ② 建物については、「函館らしい歴史的な景観への配慮基準」に適合している必要があり、配慮基準の適合については、景観アドバイザーと協議していただきます。
- ③ 建物の用途は、住宅、店舗、事務所等であること。
- ④ 建物の階数は2以下とし、地階を有しないものであること。
- ⑤ 外構については、建物および周辺の景観と調和のとれたものであること。
- ⑥ 屋外広告物を設置する場合は、建物および周辺の景観と調和のとれたものであること。

(3) 補助金の対象となる様式

新築、購入の場合 → 和洋折衷様式

改修の場合 → 和風様式、洋風様式、和洋折衷様式、防火造町家様式

区 分	様 式	補助対象	補助率	上限額
新築・購入	和洋折衷様式	外観にかかる費用	40%	200万円
改 修	全ての様式	外壁にかかる費用	40%	80万円
		窓にかかる費用		60万円
		分節等にかかる費用		60万円

[函館らしい歴史的な景観への配慮基準]

項 目		配 慮 基 準	
共 通		・ 公道に面する部分を各様式ごとの配慮基準の全ての項目に適合させ、普通地においては、公道に面する部分の側面、角地においては、公道に面する部分以外の面を配慮基準4項目のうち、外壁について適合させること。 ・ 各様式の建物として、その特徴をよく表し、歴史的建物としてバランスのとれた違和感のないものであること。	
和風様式	屋 根	・ 切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外 壁	・ 下見板張り、ささら子下見板張り、ラップサイディングボード張り、漆喰塗りまたは和風に配慮された塗装のいずれかとすること。 ・ 隅柱を設けること。	
	窓	1 階	・ 木製面格子を取り付けた窓、木製出格子窓または格子窓のいずれかとすること。
		2 階	・ 格子窓または木製出格子窓とすること。
			・ ただし、便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。
分 節 等		・ 1 階と2階の間に庇を設けること。	
洋風様式	屋 根	・ 切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外 壁	・ 下見板張りまたはラップサイディングボード張りとすること。 ・ 隅柱を設けること。	
	窓	・ 額縁、笠木および窓台を設け縦長格子窓または笠木を設けた格子出窓とすること。 ・ ただし便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。	
	分 節 等	・ 切妻屋根の場合は、軒蛇腹および胴蛇腹を設けること。 ・ 寄棟屋根の場合は、庇飾り、軒蛇腹および胴蛇腹を設けること。	
和洋折衷様式	屋 根	・ 切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外壁	1 階	・ 下見板張り、ささら子下見板張り、ラップサイディングボード張り、漆喰塗りまたは和風に配慮された塗装のいずれかとすること。
		2 階	・ 下見板張りまたはラップサイディングボード張りとすること。
			・ 隅柱を設けること。
	窓	1 階	・ 木製面格子を取り付けた窓、木製出格子窓または格子窓のいずれかとすること。
		2 階	・ 額縁、笠木および窓台を設けた縦長格子窓または笠木を設けた格子出窓とすること。
			・ ただし便所、風呂場、台所等の窓はこの限りではない。
分 節 等		・ 切妻屋根の場合は、軒蛇腹、胴蛇腹および1 階と2 階の間に庇を設けること。 ・ 寄棟屋根の場合は、庇飾り、軒蛇腹、胴蛇腹および1 階と2 階の間に庇を設けること。	
防火造町家様式	屋 根	・ 切妻屋根または寄棟屋根とすること。	
	外 壁	・ 漆喰塗りまたは漆喰塗り風に配慮された塗装のいずれかとすること。	
	窓	・ 縦長窓または縦長アーチ窓とすること。 ・ ただし、便所、風呂場、台所の窓はこの限りではない。	
	分 節 等	・ 軒蛇腹または屋根と2 階（平屋建ての場合は1 階）の間に出桁を設けること。 ・ 胴蛇腹または1 階と2 階の間に庇を設けること。	

※ 新築・購入の場合は、和洋折衷様式に限ります。

■ 函館市都市景観条例

平成7年3月22日
函館市条例第14号
最終改正平成24年6月28日

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
 - 第1章の2 景観計画（第9条の2）
- 第2章 都市景観形成地域（第10条～第16条の4）
- 第3章 景観形成指定建築物等および景観登録建築物（第17条～第21条の2）
- 第4章 都市景観形成地域以外の景観計画区域（第22条～第24条）
- 第5章 伝統的建造物群保存地区（第25条～第31条）
- 第6章 景観協定（第32条）
- 第7章 景観形成市民団体（第33条）
- 第8章 表彰、助成等（第34条～第40条）
- 第9章 函館市都市景観審議会（第41条～第50条）
- 第10章 雑則（第51条・第52条）
- 第11章 罰則（第53条・第54条）
- 附則
 - 第1章 総則（目的）
- 第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項、歴史性豊かな伝統的建造物群の保存に関する事項その他の都市景観の形成に関する基本的な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた函館らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、もって個性豊かで快適な都市の創出に資することを目的とする。
（用語の定義）
- 第2条 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、法の例による。
 - 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 都市景観の形成 良好な都市景観をまもり、そだて、つくることをいう。
 - (2) 建築物等 建築物および建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
 - (3) 伝統的建造物群 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
 - (4) 伝統的建造物群保存地区 文化財保護法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区をいう。
（市の基本的責務）
- 第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策を実施しなければならない。
 - 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民および事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。
（都市景観形成基本計画の策定）
- 第4条 市は、都市景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした都市景観形成基本計画を策定するものとする。
 - 2 市は、都市景観形成基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 市は、都市景観形成基本計画を策定したときは、これを告示しなければならない。
 - 4 前2項の規定は、第1項の規定により策定した都市景観形成基本計画の変更について準用する。
（先導的役割）
- 第5条 市は、道路、公園その他の公共施設を整備するときは、都市景観形成基本計画との整合を図るとともに、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
（国の機関等に対する協力の要請）
- 第6条 市長は、都市景観の形成に関して必要があると認めるときは、国もしくは地方公共団体の機関または法令の規定により国の行政機関もしくは地方公共団体とみなされた法人（以下「国の機関等」という。）に対し、協力を要請するものとする。

- （啓発）
- 第7条 市長は、市民および事業者の都市景観の形成に関する意識を高め、および知識の普及を図るため、必要な措置を講じなければならない。
（財産権等の尊重および他の公益との調整）
- 第8条 この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公共事業その他の公益との調整に留意しなければならない。
（市民および事業者の責務）
- 第9条 市民および事業者は、都市景観に関する理解を深め、それぞれの立場から都市景観の形成に寄与するよう努めなければならない。
 - 2 市民および事業者は、市長その他の市の機関が実施する都市景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
第1章の2 景観計画
（景観計画の策定）
- 第9条の2 法第8条第1項の規定により市が定める景観計画は、都市景観形成基本計画に適合するものでなければならない。
 - 2 市は、景観計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
第2章 都市景観形成地域
（都市景観形成地域の指定）
- 第10条 市長は、景観計画区域のうち、都市景観の形成を図ることが特に必要な地域を都市景観形成地域として指定することができる。
 - 2 前項の規定により指定する都市景観形成地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。
 - (1) 歴史的な建造物が数多く存在し、自然その他の環境と一体となって函館らしい歴史と文化を表現し、形づくっている景観を有する地域
 - (2) 商業または港湾の業務施設が集積し、一体となった景観を有する地域のうち、都市景観の形成を図っていく必要のある地域
 - (3) 土地区画整理事業等が実施され、または予定されている地域のうち、計画的に都市景観の形成を図っていく必要のある地域
 - (4) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める地域
 - 3 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、都市景観形成地域を指定しようとするときは、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 5 前項の規定による公告があったときは、当該地域の住民その他利害関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、市長に意見書を提出することができる。
 - 6 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
 - 7 第3項から前項までの規定は、第1項の規定により指定した都市景観形成地域の変更について準用する。
（景観形成街路沿道区域の指定）
- 第10条の2 市長は、前条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内において、坂道が存在すること等により特に函館らしい景観を有すると認められる区域のうち、積極的に都市景観の形成を図る必要がある道路（道路法（昭和27年法律第180号）の道路（高速自動車国道を除く。）に限る。）に面した区域を景観形成街路沿道区域として指定することができる。
 - 2 前条第3項から第6項までの規定は、景観形成街路沿道区域の指定および変更について準用する。この場合において、同条第5項中「当該地域」とあるのは、「当該区域」と読み替えるものとする。
（景観形成計画の策定）
- 第11条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域に係る景観形成計画を策定するものとする。

2 景観形成計画は、当該都市景観形成地域の都市景観の形成に関する基本方針その他の都市景観の形成に関し必要な事項について定めるものとする。

3 第10条第3項および第6項の規定は、景観形成計画の策定および変更について準用する。

(景観形成基準)

第12条 市長は、都市景観形成地域を指定したときは、当該都市景観形成地域における法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、景観形成基準を設定するものとする。

2 景観形成基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項
- (2) 建築物等の敷地内の緑化に関する事項
- (3) 建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項
- (4) 土地の形質に関する事項
- (5) 木竹の態様に関する事項
- (6) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

3 第10条第3項および第6項の規定は、景観形成基準の設定および変更について準用する。

(都市景観誘導指針)

第12条の2 市長は、都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を除く。）内における都市景観の形成に配慮すべき事項についての指針（次項および第16条の2第3項において「都市景観誘導指針」という。）を策定するものとする。

2 第10条第3項の規定は、都市景観誘導指針の策定および変更について準用する。

(行為の届出)

第13条 都市景観形成地域内における次に掲げる行為（第19条第1項各号に掲げる行為を除く。）については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物等の新築（工作物にあつては、新設。第22条第1項および第23条第1項において同じ。）、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為その他法第16条第1項第3号の政令で定める行為
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石類の採取
- (5) 水面の埋立て
- (6) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、配置図、平面図その他の規則で定める図書とする。

3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および都市景観形成地域における都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。

(景観形成基準の遵守)

第14条 都市景観形成地域内において前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観形成基準に適合するよう努めなければならない。

(景観形成基準の適合通知等)

第14条の2 市長は、都市景観形成地域内における第13条第1項各号に掲げる行為（第19条第1項各号に掲げる行為を除く。）について法第16条第1項または第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。この場合において、当該届出に係る行為について法第18条第2項の規定により良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて同条第1項本文に規定する期間を短縮したときは、その旨を当該届出をした者に併せて通知するものとする。

(助言、指導および勧告)

第15条 市長は、都市景観形成地域内における第13条第1項各号に掲げる行為（第19条第1項各号に掲げる行為を除く。）について法第16条第1項または第2項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 市長は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合において、必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(特定届出対象行為)

第15条の2 法第17条第1項の条例で定める行為は、第13条第1項の規定により届出を要する行為のうち、法第16条第1項第1号および第2号の届出を要する行為とする。

(変更命令等の手続)

第15条の3 市長は、法第17条第1項または第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、函館市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(空地の管理等に係る助言および指導)

第16条 市長は、都市景観形成地域内において、空地が当該都市景観形成地域の都市景観の形成に支障を及ぼしているとき認めるときは、当該空地の所有者、管理者または占有者に対し、当該空地について、都市景観の形成に配慮した管理または利用を図るよう助言し、および指導することができる。

2 第15条第3項の規定は、前項の規定により助言および指導をする場合について準用する。

(事前協議)

第16条の2 景観形成街路沿道区域において第13条第1項の規定による届出（建築物等の除却に係るものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。

2 前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があつたときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

4 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

(事前協議の終了等)

第16条の3 事前協議は、全部の協議事項について協議をした場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 全部の協議が調ったとき。

(2) 全部または一部の協議が調わないこととなつた場合において、当該事前協議の申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の申出をした者に対し、事前協議の結果を書面により通知するものとする。

3 事前協議（都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める建築物等に係るものに限る。）の申出をした者は、前項の規定による通知を受けたときは、第13条第1項の規定による届出に係る行為を完了するまでの間、当該事前協議が終了した旨の標識を設置しなければならない。

4 第1項の規定により事前協議を終了した者は、当該事前協議において協議が調った事項について、当該協議の結果に従い、第13条第1項の規定による届出に係る行為を行うものとする。

(事前協議の内容の変更)

第16条の4 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第13条第1項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。

2 第16条の2第2項から第4項までおよび前条の規定は、変更協議について準用する。

第3章 景観形成指定建築物等および景観登録建築物(景観形成指定建築物等の指定)

第17条 市長は、都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内において、都市景観の形成上重要な価値があると認められる建築物等その他の物件を景観形成指定建築物等として指定することができる。

2 市長は、景観形成指定建築物等を指定しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとする建築物等その他の物件の所有者(権原に基づく占有者がある場合は、その者を含む。以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。

3 市長は、景観形成指定建築物等を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該景観形成指定建築物等の所有者等に通知しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定した景観形成指定建築物等が朽廃、滅失等により都市景観の形成上の価値を失ったと認めるとき、または公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、その指定を解除するものとする。

5 第10条第3項の規定は、前項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

6 第3項の規定は、第4項の規定による景観形成指定建築物等の指定の解除について準用する。

(保全基準)

第18条 市長は、景観形成指定建築物等に係る法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、保全基準を設定するものとする。

2 保全基準は、景観形成指定建築物等の外観を維持するために必要な事項その他市長が必要と認める事項について定めるものとする。

3 第10条第3項および第6項の規定は、保全基準の設定および変更について準用する。

(現状変更行為等の届出)

第19条 第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等に係る次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。当該景観形成指定建築物等の所有者等が、所有権その他の権利で第17条第2項の同意に係るものを移転しようとするときも、同様とする。

(1) 景観形成指定建築物等の増築、改築、移転または除却

(2) 景観形成指定建築物等の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) その他景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

3 第1項前段の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および景観形成指定建築物等の外観に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。

(保全基準の遵守)

第20条 前条第1項各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、当該行為が保全基準に適合するよう努めなければならない。

(保全基準の適合通知等)

第20条の2 第14条の2の規定は、第19条第1項各号に掲げる行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「保全基準」と読み替えるものとする。

(助言、指導および勧告)

第21条 市長は、第19条第1項各号に掲げる行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導するものとする。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

(景観登録建築物の登録)

第21条の2 市長は、第10条第2項第1号に該当して指定された都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内において、都市景観の形成上価値があると認められる建築物(第17条第1項の規定により指定されたものを除く。)を景観登録建築物として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により景観登録建築物を登録しようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。

第4章 都市景観形成地域以外の景観計画区域

(行為の届出)

第22条 都市景観形成地域以外の景観計画区域内における建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則第1条第2項第4号の条例で定める図書は、第13条第2項に規定する図書とする。

3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および次に掲げる行為については、適用しない。

(1) 都市景観の形成に大きな影響を及ぼすおそれがあるものとして規則で定める大規模な建築物等(以下「大規模建築物等」という。)以外の建築物等に係る前項に規定する行為

(2) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替えのうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕(次条第1項において「大規模の修繕」という。)または同法第2条第15号に規定する大規模の模様替え(次条第1項において「大規模の模様替え」という。)に該当しないもの

(3) 外観の過半にわたるもの以外の大規模建築物等の色彩の変更

(4) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるもの

4 法第16条第1項の規定は、都市景観形成地域以外の景観計画区域内における同項第3号に掲げる行為については、適用しない。

(誘導基準)

第23条 市長は、都市景観形成地域以外の景観計画区域内における大規模建築物等の新築、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる大規模の修繕もしくは大規模の模様替えまたは色彩の変更について、法第8条第4項第2号に規定する規制または措置の基準として、誘導基準を設定するものとする。

2 誘導基準は、次に掲げる事項のうち必要な事項について定めるものとする。

(1) 大規模建築物等の敷地内の位置および規模に関する事項

(2) 大規模建築物等の敷地内の緑化に関する事項

(3) 大規模建築物等の外観の意匠および色彩に関する事項

(4) その他都市景観の形成のために市長が必要と認める事項

3 第10条第3項および第6項の規定は、誘導基準の設定および変更について準用する。

(誘導基準の適合通知等)

第23条の2 第14条の2の規定は、第22条第1項に規定する行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合について準用する。この場合において、第14条の2中「景観形成基準」とあるのは、「誘導基準」と読み替えるものとする。

(助言、指導および勧告)

第24条 市長は、第22条第1項に規定する行為について法第16条第1項または第2項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が誘導基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、および指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が当該指導に従わないときは、法第16条第3項の規定により勧告するものとする。

3 第15条第3項の規定は、前2項の規定により助言、指導および勧告をする場合について準用する。

第5章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第25条 市長は、都市景観形成地域内において、伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する必要がある地区について、文化財保護法第143条第1項の規定により、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)を定めるものとする。

(保存計画)

第26条 函館市教育委員会(以下「委員会」という。)は、保存地区が定められたときは、函館市都市景観審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

2 保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)および伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)の決定に関する事項
- (3) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の保存整備計画に関する事項
- (4) 保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のために必要な管理施設および設備ならびに環境の整備に関する事項

3 委員会は、保存計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

4 第1項および前項の規定は、保存計画の変更について準用する。

(現状変更行為の規制)

第27条 保存地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長および委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転または除却
- (2) 建築物その他の工作物の修繕、模様替えまたは色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採掘
- (6) 水面の埋立て

2 前項の規定は、非常災害のために必要な応急措置として行う行為および通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則および函館市教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)で定めるものについては、適用しない。

3 市長および委員会は、第1項の許可をする場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第28条 市長および委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次の各号に定める基準(市長にあっては、第8号に定める基準)に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置および移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物その他の工作物の新築、増築もしくは改築または修繕、模様替えもしくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物その他の工作物の位置、規模、形態、意匠または色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(5) 前号の建築物その他の工作物の移転については、移転後の当該建築物その他の工作物の位置および移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(6) 第4号の建築物その他の工作物の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌ぼうその他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) その他当該行為後の建築物その他の工作物または土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存または当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第29条 国の機関等が行う行為については、第27条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、同項の許可に係る行為を行おうとするときは、市長および委員会に協議しなければならない。

第30条 第27条第1項および前条の規定は、都市計画事業の施行として行う行為、道路、都市公園もしくは公園施設、公衆電話施設、電気工作物もしくはガス工作物または水道もしくは下水道の設置または管理に係る行為その他の行為で規則および委員会規則で定めるものについては、適用しない。この場合において、これらの行為のうち第27条第1項の許可または前条後段の協議に係る行為を行おうとするときは、市長および委員会にその旨を通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第31条 市長および委員会は、次の各号の一に該当する者に対し、保存地区の保存のために必要な限度において、第27条第1項の規定によつてした許可を取り消し、または工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物の改築、移転または除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この章の規定またはこれに基づく処分違反した者

(2) この章の規定またはこれに基づく処分違反した工事の注文主もしくは請負人(請負工事の下請人を含む。)または請負契約によらないで自らその工事を行っている者もしくはした者

(3) 第27条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 偽りその他不正な手段により、第27条第1項の規定による許可を受けた者

2 市長および委員会は、前項の規定により、処分をし、または必要な措置をとることを命じようとするときは、函館市都市景観審議会の意見を聴き、かつ、当該処分または措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

第6章 景観協定

(景観協定の認可の申請等)

第32条 法第81条第4項もしくは第90条第1項の規定による景観協定の認可、法第84条第1項の規定による景観協定の変更の認可または法第88条第1項の規定による景観協定の廃止の認可を受けようとする土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第7章 景観形成市民団体

(景観形成市民団体の認定等)

第33条 市長は、一定の区域における都市景観の形成を図ることを目的とした団体で、次の各号のいずれにも該当するものを景観形成市民団体として認定することができる。

- (1) その団体の構成員の過半が、当該区域に存する土地および建築物等の所有者等であるもの
- (2) その活動が、当該区域の都市景観の形成に寄与すると認められるもの
- (3) 規則で定める事項について定めた団体規約等を有しているもの

2 前項の認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により認定した景観形成市民団体が、同項の認定の要件を欠くこととなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第8章 表彰、助成等

(表彰)

第34条 市長は、都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等その他の物件の所有者等、設計者、施工者その他関係者または都市景観の形成に貢献したと認められるものを表彰することができる。

2 前項の規定による被表彰者の選考のため、函館市都市景観賞選考委員会（次項において「委員会」という。）を置く。

3 委員会の組織および運営については、規則で定める。

(景観形成指定建築物等に係る助成)

第35条 市長は、景観形成指定建築物等の所有者等に対し、当該景観形成指定建築物等の保全のための修理に要する経費の一部を助成することができる。

(伝統的建造物群保存地区の保存に係る助成等)

第36条 市長は、保存地区内における建築物その他の工作物および環境物件の管理、修理、修景または復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、または当該建築物その他の工作物および環境物件の所有者等に対し、その経費の一部を助成することができる。

(景観協定に係る助成)

第37条 市長は、第32条第1項の景観協定を締結したのに対し、当該景観協定に係る区域における都市景観の形成を図るための活動に要する経費の一部を助成することができる。

(景観形成市民団体に係る助成)

第38条 市長は、第33条第1項の景観形成市民団体にに対し、都市景観の形成に係る活動に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観形成地域の都市景観の形成に係る助成)

第39条 市長は、都市景観形成地域内において、都市景観の形成に努めようとするものに対し、当該都市景観の形成に要する経費の一部を助成することができる。

(都市景観の形成に係る技術的援助)

第40条 市長は、都市景観の形成に努めようとするものに対し、技術的援助をすることができる。

第9章 函館市都市景観審議会

(函館市都市景観審議会の設置)

第41条 市長または委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、函館市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 都市景観の形成に関する基本的事項および重要事項に関すること。
- (2) 函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号）第41条の規定によりその権限に属することとされた事務

2 審議会は、都市景観の形成に関する事項について、市長または委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第42条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員および任期等)

第43条 審議会の委員（以下この条から第46条までおよび第47条第2項において「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長または委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の役員
- (3) その他市長または委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 職能の故をもって委嘱された委員が、その職を退いたときは、委員を解嘱されたものとする。

(会長および副会長)

第44条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第45条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第46条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第47条 審議会は、専門の事項について調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員のうちから会長が指名する者および委員以外の学識経験者のうちから市長または委員会が審議会の意見を聴き委嘱する者をもって組織する。

3 専門部会の委員の任期は、専門の事項の調査審議の結果について、審議会に報告するまでとする。

(部会長)

第48条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の会務を総理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する専門部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第49条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(補則)

第50条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第10章 雑則

(諸制度の活用)

第51条 市長は、都市景観の形成に資するため、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）等に基づく諸制度の活用にも努めるものとする。

(規則への委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則および委員会規則で定める。

第11章 罰則

(罰則)

第53条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第27条第1項の規定に違反した者
- (2) 第31条第1項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務または財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第1章（第4条を除く。）から第8章まで、第10章および第11章の規定ならびに次条、附則第3条および附則第5条から附則第7条までの規定は、規則で定める日から施行する。（ただし書に規定する規定は、平成7年規則第50号で、平成8年1月8日から施行）

(函館市西部地区歴史的景観条例の廃止)

第2条 函館市西部地区歴史的景観条例（昭和63年函館市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の函館市西部地区歴史的景観条例（以下「歴史的景観条例」という。）第7条第1項の規定により指定された歴史的景観地域は、第10条第1項の規定により指定された都市景観形成地域とみなす。

2 歴史的景観条例第8条第1項の規定により策定された景観形成基本計画は、第11条第1項の規定により策定された景観形成計画とみなす。

3 歴史的景観条例第9条第1項の規定により設定された景観形成基準は、第12条第1項の規定により設定された景観形成基準とみなす。

4 歴史的景観条例第14条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等は、第17条第1項の規定により指定された景観形成指定建築物等とみなす。

5 歴史的景観条例第15条第1項の規定により設定された保全基準は、第18条第1項の規定により設定された保全基準とみなす。

6 歴史的景観条例第19条の規定により定められた伝統的建造物群保存地区は、第25条の規定により定められた伝統的建造物群保存地区とみなす。

7 歴史的景観条例第20条第1項の規定により定められた保存計画は、第26条第1項の規定により定められた保存計画とみなす。

8 歴史的景観条例第27条第1項の規定により認定された景観形成住民団体は、第33条第1項の規定により認定された景観形成市民団体とみなす。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

第5条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例の一部改正)

第6条 函館市西部地区歴史的町並み基金の設置および管理に関する条例（平成5年函館市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例の一部改正)

第7条 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成5年函館市条例第25号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成9年12月18日条例第55号）

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第19号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月29日条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第41条および附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第25号）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に改正前の函館市都市景観条例の規定によりなされた都市景観形成地域の指定、景観形成基準の設定その他の行為は、改正後の函館市都市景観条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年12月20日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月28日条例第40号）

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第12条第2項および第23条第2項の改正規定ならびに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第10条の2第1項の規定による指定および改正後の第12条の2第1項の規定による策定ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条の2および第12条の2の規定の例により行う

■ 函館市屋外広告物条例

平成17年6月29日
函館市条例第41号
最終改正平成24年6月28日

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 広告物等の制限（第3条～第11条）
- 第3章 管理、監督等（第12条～第25条）
- 第4章 屋外広告業（第26条～第40条）
- 第5章 諮問（第41条）
- 第6章 雑則（第42条～第45条）
- 第7章 罰則（第46条～第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物および屋外広告業の規制について必要な事項を定め、もって良好な景観を形成し、および風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第1条の2 この条例における用語の意義は、別に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、または広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置することを決定し、自らまたは屋外広告業を営む者その他の者への委託等により、当該広告物を表示し、または当該掲出物件を設置する者をいう。
- (2) 広告主等 広告主、広告主からの委託等を受けて、広告物を表示し、または掲出物件を設置する者および当該広告物または掲出物件を管理する者をいう。

（広告物のあり方）

第2条 広告物または掲出物件は、良好な景観もしくは風致を害し、または公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第2章 広告物等の制限

（表示等を禁止する広告物等）

第3条 次に掲げる広告物または掲出物件は、これを表示し、または設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、または塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、または老朽したもの
- (3) 倒壊または落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機もしくは道路標識等に類似し、またはこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

（広告物等の表示等を禁止する物件）

第4条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。

- (1) 街路樹および路傍樹ならびに北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第23条第1項の規定により指定された記念保護樹木
- (2) 煙突、送電塔、送受信塔、ガスタンクおよび油タンク
- (3) 銅像および記念碑
- (4) 橋りょうその他の高架構造物、トンネルおよび分離帯
- (5) 信号機、照明灯、道路標識、歩道さく、防護さく、防雪さくその他これらに類するもの
- (6) 消火栓、火災報知機および火の見やぐら
- (7) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話ボックスおよび変圧塔
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、または風致を維持するために必要があると認めて市長が指定する物件

2 電柱および消火栓標識には、法第7条第4項本文のはり紙、はり札等、広告旗または立看板等を表示し、または設置してはならない。

（制限地域および特別制限地域）

第5条 次に掲げる地域または場所（次項に該当するものを除く。）は、広告物の表示または掲出物件の設置を制限する制限地域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域およびこれに準ずる区域として市長が指定する区域
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号の保安林として指定された森林のある地域
- (3) 北海道自然環境等保全条例第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区および自然景観保護地区
- (4) 道路、鉄道、軌道および索道ならびにこれから展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (5) 自動車専用道路（一般国道に限る。）の区域内の休憩所または給油所の存する区域で、市長が指定するもの
- (6) 市長が指定する公園、緑地、広場、運動場、競馬場および競輪場の地域
- (7) 北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第3条第1項の規定により指定された道立自然公園の区域
- (8) 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (9) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳等およびこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) その他市長が指定する地域または場所

2 次に掲げる地域または場所は、良好な景観を形成し、または風致を維持するために広告物の表示または掲出物件の設置を特別に制限する特別制限地域とする。

- (1) 都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区または伝統的建造物群保存地区で、市長が特に指定する区域
- (2) 森林法第25条第1項第11号の保安林として指定された森林のある地域で、市長が指定する区域
- (3) 北海道自然環境等保全条例第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区または自然景観保護地区で、市長が指定する区域
- (4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域で、市長が指定する区域
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条もしくは第78条第1項または北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項もしくは第26条第1項の規定により指定された建造物の周囲で、市長が指定する範囲内にある地域
- (6) 文化財保護法第109条第1項もしくは第2項もしくは第110条第1項または北海道文化財保護条例第31条第1項の規定により指定され、または仮指定された地域
- (7) 自動車専用道路（一般国道に限る。以下この号において同じ。）の区域（休憩所または給油所の存する区域で市長が指定する区域を除く。）および当該自動車専用道路から展望することができる地域で市長が指定する区域
- (8) 北海道立自然公園条例第10条第1項の規定により指定された特別地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (10) 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域で、市長が特に指定する区域
- (11) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳等およびこれらの付近の地域で、市長が特に指定する区域
- (12) 古墳、墓地および火葬場
- (13) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、公立病院および公衆便所の敷地内
- (14) 市長が指定する歴史的または芸術的価値を有する社寺、仏堂および教会のある境内
- (15) その他良好な景観を形成し、または風致を維持するために必要があると認めて市長が指定する地域または場所

(許可)

第6条 制限地域または特別制限地域において、広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 市長は、広告物または掲出物件が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、函館市都市景観条例(平成7年函館市条例第14号)第41条の函館市都市景観審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、第1項の許可をすることができる。

4 第1項の許可の期間は、3年を超えない範囲内において規則で定める。

5 市長は、第1項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付すことができる。

6 第4項の許可の期間の満了後、引き続き広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

7 第1項または前項の許可を受けた後、当該許可の内容を変更し、または広告物もしくは掲出物件を改造し、もしくは移転しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更または改造については、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、第1項または第6項の許可の内容の変更のうち規則で定めるものについては、規則で定めるところにより市長に届け出ることをもって、前項本文の許可に代えることができる。

9 第2項から第5項までの規定は、第6項および第7項本文の場合について準用する。

(適用除外)

第7条 次に掲げる広告物または掲出物件(第4条および前条の規定の適用について規則で基準を定めたときは、当該基準に適合している広告物または掲出物件に限る。)については、第4条および前条の規定は、適用しない。ただし、当該広告物および掲出物件に当該広告物以外の広告物を付す場合は、この限りでない。

(1) 他の法令の規定により表示し、または設置するもの

(2) 国、地方公共団体または公共的団体がその事務または事業に関して公共的目的をもって表示し、または設置するもの

(3) 公益上必要な施設または物件に寄贈者名を表示する広告物

(4) 自己の事務所または営業所に表示し、または設置する自己の事業もしくは営業の所在、名称、内容、商標または販売する商品の名称もしくは内容を表示するもの

(5) 自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置するもの

(6) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物を表示するため、当該会場の敷地内に表示し、または設置するもの

(7) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物

(8) 人、動物または車両、船舶、航空機その他これらに類するものに表示し、または設置するもの

(9) 煙突、ガスタンクまたは油タンクに表示する広告物

(10) 祭礼その他慣例上やむを得ないもの

(11) 営利を目的としないはり紙、はり札、広告旗その他これらに類するもの(第4条で表示等を禁止されている物件に表示し、または設置する場合および特別制限地域において表示し、または設置する場合を除く。次号において同じ。)

(12) 表示または設置の期限が5日以内のもの

(13) 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物(協議)

第8条 国、地方公共団体または公共的団体は、前条第2号に該当する広告物または掲出物件のうち規則で定めるものを、第4条の物件に表示し、もしくは設置しようとする場合(同条第2項の物件にあっては、同項に規定するものを

表示し、または設置する場合に限る。)または制限地域もしくは特別制限地域において表示し、もしくは設置しようとする場合には、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(広告物活用地区)

第9条 市長は、制限地域で活力ある街並みを維持するうえで広告物が重要な役割を果たしている区域のうち、広告物の活用を図ることが特に必要な区域を広告物活用地区として指定することができる。

2 市長は、広告物活用地区を指定しようとするときは、第6条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該広告物活用地区における広告物の表示または掲出物件の設置の許可の基準を別に定めることができる。

(広告景観整備地区)

第10条 市長は、制限地域または特別制限地域で、良好な景観を形成し、または環境を保全するため、良好な広告物または掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を広告景観整備地区(以下「整備地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、整備地区を指定しようとするときは、整備地区ごとに広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

3 市長は、整備地区を指定しようとするときは、第6条第2項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該整備地区における広告物の表示または掲出物件の設置の許可の基準を別に定めることができる。

4 市長は、整備地区を指定しようとするときは、当該整備地区における広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成を積極的に誘導するための基準(第6項および第7項において「誘導基準」という。)を定めることができる。

5 整備地区における次に掲げる区域または道路において、第7条本文の規定の適用を受ける同条第4号または第9号に掲げる広告物または掲出物件で規則で定めるものを表示し、または設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 函館市都市景観条例第10条の2第1項に規定する景観形成街路沿道区域

(2) 前号に掲げる景観形成街路沿道区域に面する道路のうち、その道路に面することにより当該景観形成街路沿道区域として指定されることとなった道路

(3) 函館市都市景観条例第2条第2項第4号に規定する伝統的建造物群保存地区内の道路(道路法(昭和27年法律第180号)の道路(高速自動車国道を除く。))に限る。)

(4) 前号に掲げる道路に面した区域であって、市長が指定するもの

6 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る広告物の表示または掲出物件の設置が誘導基準に適合するよう努めなければならない。

7 市長は、第5項の規定による届出があった場合において、誘導基準の内容に照らして必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言、指導または勧告を行うことができる。

(広告景観整備誘導指針)

第10条の2 市長は、整備地区における広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成に配慮すべき事項についての指針(次条第3項において「広告景観整備誘導指針」という。)を策定することができる。

(事前協議)

第10条の3 整備地区における第10条第5項各号に掲げる区域または道路において、第6条第1項の許可の申請をしようとする者または第10条第5項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、広告物の表示または掲出物件の設置についての良好な景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、広告景観整備誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。

(事前協議の終了等)

第10条の4 事前協議は、全部の協議事項について協議をした場合において、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 全部の協議が調ったとき。

(2) 全部または一部の協議が調わないこととなった場合において、当該事前協議の申出をした者が市長に事前協議を終了するよう申し出たとき。

2 市長は、事前協議が終了したときは、当該事前協議の申出をした者に対し、事前協議の結果を書面により通知するものとする。

3 第1項の規定により事前協議を終了した者は、当該事前協議において協議が調った事項について、当該協議の結果に従い、第6条第1項の許可または第10条第5項の規定による届出に係る広告物の表示または掲出物件の設置を行うものとする。

(事前協議の内容の変更)

第10条の5 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第6条第1項の許可の申請または第10条第5項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。

2 第10条の3第2項および第3項ならびに前条の規定は、前項の変更協議について準用する。

(広告物協定地区)

第11条 相当規模の一団の土地または道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(公共の用に供するものを除く。)の所有者および地上権または賃借権を有する者(以下「土地所有者等」という。)は、一定の区域を定め、当該区域において良好な景観を形成し、および風致を維持するため、当該区域における広告物および掲出物件に関する協定(以下「広告物協定」という。)を締結し、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 広告物協定の対象となる区域(以下「広告物協定地区」という。)

(2) 広告物または掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとするときは、全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項または前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。

5 広告物協定地区の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外のものは、第1項または第3項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

6 市長は、第1項または第3項の認定を受けた広告物協定に係る広告物協定地区において広告物を表示し、または掲出物件を設置する者に対し、当該広告物協定地区において良好な景観を形成し、または風致を維持するため必要な指導または助言をすることができる。

7 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項または第3項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとするときは、過半数の合意をもってその旨を定め、市長に届け出なければならない。

第3章 管理、監督等

(許可および責任者の表示等)

第12条 第6条第1項、第6項または第7項の許可を受けた者(以下「広告表示者」という。)は、当該許可に係る広告物を表示し、または掲出物件を設置するときは、当該広告物または掲出物件に市長の検印を受け、または市長の交付する許可証票をはらなければならない。

2 第7条の規定により同条第10号から第12号までに掲げる広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者またはこれらを管理する者は、当該広告物または掲出物件に責任者の住所、氏名および表示等の開始年月日を記載しなければならない。

(管理者の設置)

第13条 広告物表示者は、当該許可に係る広告物または掲出物件で規則で定めるものを表示し、または設置するときは、規則で定めるところにより管理者を置かなければならない。

(広告物表示者の変更の届出等)

第14条 広告物表示者は、氏名または住所(法人にあっては、名称、事務所の所在地または代表者の氏名)を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

第15条 この条例の規定による許可に係る広告物または掲出物件の所有権を承継して引き続き当該広告物または掲出物件を表示し、または設置する者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

(管理および除却の義務)

第16条 広告主等は、その表示し、または設置する広告物または掲出物件がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反して表示され、または設置されることのないように、当該広告物または掲出物件について、点検、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

2 表示または設置の許可の期間が満了したときは、広告物表示者は、5日以内に広告物または掲出物件を除却し、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第7条の規定により表示し、または設置した広告物または掲出物件については、その広告の目的を完了し、または期間を満了したときは、直ちに除却しなければならない。

(勧告および公表)

第16条の2 市長は、この条例の規定による許可を受けた広告物もしくは掲出物件が、良好な景観もしくは風致を害し、もしくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるとき、または許可申請書に虚偽の記載があったときは、その広告物表示者または管理者に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止するよう勧告し、または相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、この条例またはこの条例に基づく規則に違反した広告物または掲出物件があるときは、その広告主等に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止するよう勧告し、または相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう勧告することができる。

3 市長は、前2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくて当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(許可の取消しおよび措置の命令等)

第17条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた広告物表示者または管理者が正当な理由がなくて当該勧告に従わなかったときは、その許可を取り消し、またはその広告物表示者もしくは管理者に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止し、もしくは相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止する等のため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その許可を取り消し、またはその広告物表示者もしくは管理者に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止し、もしくは相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう命ずることができる。

第18条 市長は、第16条の2第2項の規定による勧告を受けた広告主等が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その広告主等に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止し、または相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう命ずることができる。この場合において、広告主等を過失がなく確知することができないときは、市長は、当該措置を自ら行い、またはその命じた者もしくは委任した者に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、公衆に対する危害を防止する等のため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、その広告主等に対し、当該広告物もしくは掲出物件の表示もしくは設置を停止し、または相当の期限を定め、その改修、移転、除却その他必要な措置をとるよう命ずることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 市長は、第1項後段または前項後段の規定により広告物または掲出物件を除却するときは、期限を定め、これを除却すべき旨およびその期限までに除却しないときは自らまたはその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

4 前項の期限は、告示の日から起算して15日を経過する日以後の日としなければならない。ただし、当該広告物または掲出物件が公衆に対し危害を及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

(広告物または掲出物件を保管した場合の公示事項)

第19条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 保管した広告物または掲出物件の名称または種類および数量

(2) 保管した広告物または掲出物件の放置されていた場所および当該広告物または掲出物件を除却した日時

(3) 当該広告物または掲出物件の保管を始めた日時および保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物または掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物または掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、公告を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号の広告物については、2日間)公告すること。

(2) 法第8条第3項第2号の広告物または掲出物件については、前号の公告の期間が満了しても、なお当該広告物または掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物または掲出物件について権原を有する者(第24条において「所有者等」という。)の氏名および住所を確認することができないときは、その公告の期間の満了後も更に14日間公告すること。

2 市長は、前項の規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させなければならない。

(広告物または掲出物件の価額の評価の方法)

第21条 法第8条第3項の規定による広告物または掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物または掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物または掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物または掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物または掲出物件の売却の方法)

第22条 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物または掲出物件の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第23条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次のとおりとする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物または掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物または掲出物件以外の広告物または掲出物件 14日

(広告物または掲出物件を返還する場合の手続)

第24条 市長は、保管した広告物または掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物または掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物または掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(報告および立入検査)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告主等に報告もしくは資料の提出を求め、またはその職員に広告物もしくは掲出物件の存する土地もしくは建物に立ち入り、広告物もしくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第26条 市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、規則で定める申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、規則で定める申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出し、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の実施)

第27条 市長は、前条第1項または第3項の規定による申請があった場合は、次条第1項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定める屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第28条 市長は、第26条第1項もしくは第3項の規定により登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、または同条第1項もしくは第3項の申請書もしくはその添付書類のうちの重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第38条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第26条第1項または第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第38条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第38条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例またはこれに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号または次号のいずれかに該当するもの

- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第34条第1項の規定による業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。
- (登録事項の変更の届出)
- 第29条 屋外広告業者は、第26条第1項または第3項の申請書の記載事項のうち、規則で定める事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定める書類を添えてその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を登録簿に登録しなければならない。
- (登録簿の閲覧)
- 第30条 市長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- (廃業等の届出)
- 第31条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた者(法人にあつては、その法人を代表する役員)
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当することとなったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
- (登録の抹消)
- 第32条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき、または第38条第1項の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。
- (講習会)
- 第33条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。
- 2 市長は、前項の講習会の運営に関する事務を公共的団体に委託することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則で定める。
- (業務主任者の設置等)
- 第34条 屋外広告業者は、その営業所(市の区域内の営業に係るものに限る。以下同じ。)ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
- (1) 法第10条第2項第3号の規定による国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県または指定都市もしくは他の中核市の行う講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者または職業訓練修了者であつて広告美術仕上げに係るもの
- (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関することをを行うものとする。
- (1) この条例その他広告物の表示および掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

- (2) 広告物の表示または掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示または掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第36条の帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。
- (標識の掲示)
- 第35条 屋外広告業者は、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲げなければならない。
- (帳簿の備付け等)
- 第36条 屋外広告業者は、その営業所ごとに規則で定める帳簿を備え、その営業に関する事項を記載し、これを保存しなければならない。
- (屋外広告業を営む者に対する指導、助言および勧告)
- 第37条 市長は、市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言および勧告を行うことができる。
- (登録の取消し等)
- 第38条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、または6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- (2) 第28条第1項第2号または第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第29条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例またはこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。
- (監督処分簿)
- 第39条 市長は、前条第1項の規定による処分に係る規則で定める屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- (報告および立入検査)
- 第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市の区域内において屋外広告業を営む者に報告もしくは資料の提供を求め、またはその職員に営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第5章 諮問
- 第41条 市長は、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かななければならない。
- (1) 第4条第1項第8号ならびに第5条第1項第1号、第4号から第6号までおよび第8号から第10号までならびに第2項第1号から第5号まで、第7号、第8号、第10号、第11号、第14号および第15号の規定による指定をし、またはその指定を変更し、もしくは廃止しようとするとき。
- (2) 第6条第2項、第9条第2項ならびに第10条第3項および第4項の基準を定め、または変更しようとするとき。
- (3) 第6条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による許可をしようとするとき。
- (4) 第7条の基準を定め、変更し、または廃止しようとするとき。
- (5) 第9条第1項ならびに第10条第1項および第5項第4号の規定による指定をし、またはその指定を変更しようとするとき。
- (6) 第10条第2項の基本方針を定め、または変更しようとするとき。
- (7) 第10条の2の指針を策定し、または変更しようとするとき。

- (8) 第17条第1項もしくは第2項または第18条第1項もしくは第2項の規定により、広告物の表示等の停止または除却等の措置を命じようとするとき。
- 2 市長は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、良好な景観を形成し、または風致を維持するため必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第6章 雑則

(告示)

第42条 第4条第1項第8号、第5条第1項第1号、第4号から第6号までおよび第8号から第10号までならびに第2項第1号から第5号まで、第7号、第8号、第10号、第11号、第14号および第15号、第9条第1項ならびに第10条第1項ならびに第5項第4号の規定による指定をしたとき、第9条第2項ならびに第10条第3項および第4項の基準を定めたとき、または第10条第2項の基本方針を定めたときは、その旨を告示しなければならない。これを変更し、または廃止したときも、同様とする。

(適用上の注意)

第43条 この条例の適用に当たっては、市民および滞在者の政治活動の自由その他の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(手数料)

第44条 第6条第1項、第6項もしくは第7項の許可または第26条第1項もしくは第3項の登録を受けようとする者は、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗または立看板等を表示するための許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、この限りでない。

2 第33条の講習会を受けようとする者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

3 前2項の規定による手数料の納付は、第1項本文の許可または登録に係る手数料にあってはその申請の際に、前項の講習会に係る手数料にあってはその申込みの際にしなければならない。ただし、許可または登録に係る手数料の納付は、市長が特に認めるときは、当該許可または登録のときを納付の期限とすることができる。

4 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項本文の許可に係る手数料を減免することができる。

5 既納の第1項本文または第2項の手料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(規則への委任)

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

(罰則)

第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項または第3項の規定に違反した者
- (2) 不正の手段により第26条第1項または第3項の登録を受けた者
- (3) 第38条第1項の規定による命令に違反した者

第47条 第17条第1項もしくは第2項または第18条第1項もしくは第2項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条または第6条第1項、第6項もしくは第7項の規定に違反した者
- (2) 第12条の規定に違反した者
- (3) 第16条第2項または第3項の規定に違反して広告物または掲出物件を除却しなかった者
- (4) 第29条第1項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者
- (5) 第34条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第25条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(2) 第40条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第50条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をした場合において、行為者を罰するほか、その法人または人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第31条第1項の規定による届出を怠った者

(2) 第35条の規定による標識を掲げない者

(3) 第36条の規定による帳簿を備えず、または帳簿に記載をせず、もしくは虚偽の記載をし、もしくは帳簿を保存しなかった者

第52条 許偽その他不正の行為により、第44条第1項の手料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第41条および附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に北海道屋外広告物条例（昭和25年北海道条例第70号。以下「道条例」という。）の規定により適法に表示されている広告物または適法に設置されている掲出物件で、この条例の規定に違反し、またはこの条例もしくはこの条例に基づく規則で定める許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して次の各号に掲げる広告物または掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間は、なお従前の例により表示し、または設置することができる。

(1) 固定広告物（第7条第4号に掲げるものを除く。）で高さ4メートル以下のもの 2年間

(2) 固定広告物（第7条第4号に掲げるものを除く。）で高さ4メートルを超えるもの 6年間

(3) 固定広告物（第7条第4号に掲げるものに限る。） 6年間

(4) 簡易広告物 1年間

3 北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第110号）附則第4項の規定により、同条例による改正後の道条例第21条第1項の規定による登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができることとされている者は、北海道屋外広告物条例の一部を改正する条例附則第4項前段に規定する期間は、第26条第1項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録または登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項に定めるものを除くほか、施行日前に道条例の規定により北海道知事がした許可、処分その他の行為が現に効力を有するものまたは施行日前に道条例の規定に基づき北海道知事に対してなされた申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づき市長がした許可、処分その他の行為または市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 5 この条例の施行の際現に道条例第22条第1項に規定する講習会修了者等である者については、第34条第1項の業務主任者となる資格を有する者とみなす。
(函館市都市景観条例の一部改正)
- 6 函館市都市景観条例の一部を次のように改正する。
第41条第1項中「都市景観の形成に関する基本的事項または重要事項を」を「次に掲げる事項について」に改め、同項に次の各号を加える。
- (1) 都市景観の形成に関する基本的事項および重要事項に関すること。
- (2) 函館市屋外広告物条例(平成17年函館市条例第41号)第41条の規定によりその権限に属することとされた事務
- 附 則(平成17年12月19日条例第110号)
この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則(平成20年3月24日条例第26号)
- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則(平成22年6月29日条例第47号)
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成24年3月22日条例第22号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第10条第4項の規定による基準の設定、同条第5項第4号の規定による指定および改正後の第10条の2の規定による策定ならびにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第10条第4項および第5項第4号、第10条の2、第41条ならびに第42条の規定の例により行うことができる。

平成 2 4 年 1 2 月発行

発行 函館市都市建設部都市デザイン課

〒040-8666 函館市東雲町 4 番 1 3 号

TEL 0138-21-3388・3389 / FAX 0138-27-2340

URL <http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/toshiken/design/>

E-mail design@city.hakodate.hokkaido.jp
